
第2編

風水害、共通対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	全部署
--------	-----

第1 災害に強い安全な地域づくりのための事業の推進

本市では、毎年のように台風及び集中豪雨などにより、道路、橋りょう、河川などの公共土木施設ならびに農作物及び農業用施設などの被害が多く発生している。また、本市は、日向灘及び霧島山麓を中心とした地震地帯ならびに霧島山周辺を中心とした火山帯を控えている。

こうしたなかで東日本大震災の教訓を踏まえて、住民の安全を第一に、一層の防災基盤の整備と防災機能の確立を図るとともに、災害に強い安全な地域づくりのため、次の事業を強力に推進するものとする。また、消防本部では、高機能指令センターを駆使し、被害の情報を集約するとともに、被害の軽減を図るものとする。

1 防災施設の整備と活用

市は、災害時に必要な水防資機材や消防機器などの整備とともに、それら資機材を備蓄するための防災倉庫の整備とその活用を図ることにより、日常の防災意識の向上を図るものとする。

2 消防団の活性化

防災活動のみならず、地域活動に対して様々な支援を日々行う消防団員は、地域防災を支える担い手であり、市は、人的及び物的両面での環境整備に努め、消防団の活性化を図るものとする。

3 自主防災組織の育成強化

本市の自主防災組織は、地域防災を担う消防団を含めると100%の組織率となるが、過疎化、高齢化による地区の防災に対する意識などに温度差があり、組織の活動度に差異が生じている現実があることから、地域住民が主体となって要配慮者支援や男女共同参画の視点など多種多様な観点を踏まえた自発的に活動する新たな組織づくりを推進する必要がある。東日本大震災でも災害発生直後から、地区や地域を越えた自主防災組織の

相互連携が、多くの人命を救った。これらのことから、市は、住民や自主防災組織に対する防災あるいは防火意識の一層の高揚を図るべく、平素から住民や各種協力団体等と一体となった体制で、さまざまな研修会や講習会の開催、さらに防災訓練などを通じた組織の育成強化に努める。

4 生命・財産の保全

市は、市民の生命と財産を土砂災害や風水害から保全するため、国や県と連携して各種の風水害対策施設整備の推進や、災害危険箇所の周知、情報伝達体制の整備など、警戒避難体制の確立などに努め、災害に強い地域づくりを推進する。

5 市防災行政無線の整備

市は、地震、風水害、土砂災害などの自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、被害を最小限に留めるため、消防機関と防災機関との間において、より多くの情報を交換し、住民の避難、誘導、救援などの災害応急対策及び災害復旧対策を迅速かつ的確に行えるよう、市防災行政無線の整備を図るものとする。

6 公共施設などの整備

(1) 道路施設

市は、地震、異常気象などによる災害発生の未然防止及び道路機能の確保を図るため、道路、橋りょう及び交通安全施設に対して周辺地山状況も含めた安全性などに関する総点検を実施し、危険度の判定及び対策工法検討を行い、危険度の高い箇所から順次対策を講じるものとする。

(2) 都市施設

ア 街路

市は、災害時における防災空間の確保及び交通の確保を図るため、街角広場などの公共空地の整備充実に努めるものとする。

イ 公園

市は、公園及び緑地は、延焼を防止する防火帯として、また被災した住民の避難場所として、防災上重要な施設であることを考慮し、市街地においてはこれらの適正な配置を図り、避難場所としての機能整備を図り、災害防止に資するものとする。

ウ 市街地の整備

市は、市街地を面的に整備していくことにより、道路、公園及び水路、河川等の公共施設の適正な配置と整備を推進する。

(3) 水道施設

ア 水道施設の防災上の強化

市は、災害時における水道施設の安全性を確保するため、施設の地盤状況や主要な

構造物、基幹的な管路などの耐震性の把握及び点検を行う。また、特に重要な構造物については、耐震性を十分に考慮して設置または補強に努めるものとする。

イ 応急給水用資機材などの整備

市は、給水車、給水タンク、給水袋などの応急給水資機材及び災害復旧用資機材の整備に努める。

(4) 農業用施設

市は、農業用施設に係る災害の未然防止及び施設の機能確保を図るため、施設管理者などと連携し整備に努める。

7 公共建物などの耐震化の促進

市防災計画において避難所とされている公共、公用施設など、ならびに災害時に災害対策の拠点となる公共、公用施設（庁舎を含む。）などの建築物のうち、昭和56年の建築基準法改正前の基準に基づき建築されたものについては、耐震診断を実施し、耐震化を促進するものとする。

第2 道路施設の整備と管理

1 道路施設

(1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋りょうなどについて、落橋防止対策や橋脚補強などに努める。

イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護などの災害防止対策に努める。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 市街地などの防災区画を形成する道路の整備を推進する。

イ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上など、道路の利便性向上に努める。

(3) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報発信基地として機能する拠点施設として「道の駅」などの整備を図る。

(4) その他

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3 建築物・住宅の安全対策計画

市は、次に示す関連法などに基づき、建築物・住宅の災害予防対策を行う。

建築基準法は、建築物の構造・用途などについて、その最低基準を定めた法律であり、耐震設計の考え方や基準なども同法により定められている。平成7年の阪神・淡路大震災を境に、耐震に関する考え方が見直され、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号。以下、「耐震改修促進法」という。）の施行によって、現在の新耐震基準を満たさない建築物については、積極的に耐震診断や改修を進めることが定められた。

さらに、平成23年には、大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、都道府県に対して数値目標を盛り込んだ計画作成の義務付けが定められた。

1 建築物の災害予防措置

（1） 建築物の安全確認

市は、建築基準法第1章第2条の2に基づく特殊建築物への定期点検にかかる情報の収集や消防法（昭和23年法律第186号）に基づく予防査察など必要に応じて協力することなどにより、市域の建築物に関する安全性について適宜確認していくよう努める。

（2） 建築設備の定期検査状況の把握

市は、建築基準法に基づく昇降機やエスカレーターの施設管理者による定期検査状況について、必要に応じて情報を収集し建築設備の安全性を把握するよう努める。

（3） 市の防災化に向けた対応

市は、都市計画法の主旨に則り、計画的かつ健全な土地利用を推進しつつ、市全体での防災機能向上に努める。

（4） 住宅金融支援機構の特別融資制度などの周知

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流または地すべりなどにより、人体、生命に危険を及ぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住している者が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築及び建築基準法第9条または第10条の規定により県または県知事から住宅の除去、移転改築命令の予告通知を受けた者（建築基準法第9条による場合は、本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する際の住宅の新築または改良のための工事費について、住宅金融支援機構の特別融資が行われる。市は、該当者に対してこれらの特別融資制度の内容などについて周知する。

（5） がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊などにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象として補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行う制度である。市は、この事業制度

を必要に応じて活用するなどして、住民の安全確保を図っていくものとする。

(6) ブロック塀などの安全性向上に向けた取り組み

市は、関係機関と連携し、ブロック塀などの安全性向上に向けた環境づくりを推進していく。

第4 災害警戒区域箇所対策の推進計画

市は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり、山崩れなどの災害の発生に備え、るとともに、これらの災害を未然に防ぐための各種対策を推進する。

1 災害警戒箇所や区域などに対する調査

市は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、洪水、土石流、地すべりならびに山崩れ（大規模深層崩壊）、その他異常現象により災害の発生するおそれがある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

- (1) 山地災害警戒箇所
- (2) 土石流警戒溪流等
- (3) 地すべり警戒箇所
- (4) 急傾斜地崩壊箇所等
- (5) 建築基準法に基づく災害警戒区域
- (6) 水防計画の重要水防箇所
- (7) 主要道路交通途絶予想箇所
- (8) その他の災害警戒箇所

2 土砂災害警戒箇所及び山地災害警戒地区

市が把握する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり、山崩れ（大規模深層崩壊）、山地災害警戒地区などにより、土砂災害などが発生するおそれのある災害警戒箇所などの状況については、次のとおりである。

表 災害警戒箇所などの状況 (単位：箇所)

土砂災害警戒区域等箇所数		土砂災害警戒区域等 指定箇所数							
		土石流		急傾斜地		地すべり		計	
警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒
230	199	81	58	142	139	4	0	227	197

(出典：小林土木事務所資料 令和3年2月1日現在)

表 山地災害警戒地区の状況 (単位：箇所)

山地災害警戒地区			
山腹崩壊警戒地区	崩壊土砂流出警戒地区	地すべり警戒地区	計
89	27	0	116

(出典：西諸県農林振興局資料 令和4年3月1日現在)

3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難のための処置

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の処置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを市に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な訓練を行うものとする。

表 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

施設名	住 所	連絡先	備 考
デイサービス活きがい発電所えびの	大明司 50-7	48-0808	地域密着型通所介護

4 土砂災害防止法に基づく警戒区域など

県は、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域として設定している。

※宮崎県による土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定状況：資料編参照

参考：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)
(土砂災害警戒情報の提供)
第 27 条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに土砂災害の緊迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(次項において「土砂災害警戒情報」という。)を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土石流が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土砂災害が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

表 災害危険箇所などの状況（急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ））

危険箇所番号			箇所名	郡市	大字	小字	1/25000 図面名	人家戸数	換算人家戸数	延長	傾斜度	斜面高	オーバーハング	表土厚	地質種類	崩壊の有無	湧水の有無	公共的建物 種類	公共的建物数	公共的建物 種類	公共的建物数	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日
I	1	0824	徳満	えびの市	東川北	徳満	加久藤	5	5	200	33	21	無	30	火山破屑物	有	無					
I	1	0825	狩山	えびの市	東川北	狩山	加久藤	8	8	147	33	30	無	30	火山破屑物	無	有					
I	1	0826	下山内	えびの市	山内	下山内	加久藤	8	8	244	35	26	無	800	火山破屑物	有	有	公民館	1			
I	1	0827	馬場	えびの市	東長江浦	馬場	加久藤	16	16	320	34.8	34	無	30	火山破屑物	無	有					急H10.3.19
I	1	0830	下鶯2	えびの市	内豎	下鶯	加久藤	8	8	100	66.5	9	無	200	火山破屑物	無	無			国道447	100	
I	1	0831	小久保	えびの市	内豎	小久保	加久藤	5	5	100	37.1	16	無	500	火山破屑物	有	有					
I	1	0833	麓	えびの市	小田	麓	加久藤	6	6	80	52.7	27	無	30	火山破屑物	有	有					
I	1	0834	松原	えびの市	小田	松原	加久藤	8	8	240	44.3	25	無	30	火山破屑物	無	有	公民館	1			急H9.7.24
I	1	0836	馬場2	えびの市	東長江浦	馬場	加久藤	8	8	200	53	15	無	30	火山破屑物	無	有					
I	1	0837	久保原	えびの市	大河平	久保原	日向大久保	15	15	320	33.6	23	無	500	火山破屑物	無	有					
I	1	0838	二八ノ下	えびの市	大明司	二八ノ下	加久藤	5	5	190	31.3	14	無	30	火山破屑物	無	有	公民館	1			急S61.5.2
I	1	0839	榎田	えびの市	大明司	榎田	加久藤	6	6	140	52	15	無	30	火山破屑物	有	有	公民館	1			
I	1	2285	大河平	えびの市	大河平	有島	日向大久保	7	7	120	40	34	無	30	火山破屑物	有	有			市道	80	急H7.3.30
I	1	3301	西内豎-1	えびの市	内豎	西内豎	吉松	1	1	30	40	30	無	100	火山破屑物	無	無	公民館	1	国道447号線		
I	1	3302	麓-3	えびの市	原田	麓	加久藤	7	7	60	50	40	無	150	火山破屑物	無	有			市道・愛染院坂川	100.50	
I	1	3303	麓-4	えびの市	小田	麓	加久藤	5	5	80	55	40	無	100	火山破屑物	有	有			道路	50	
I	1	3304	古城	えびの市	上江	古城	加久藤	7	7	80	40	15	無	100	火山破屑物	有	有					
I	1	えびの1	妙現	えびの市	岡松	妙現	加久藤	5	5	45	42	13	無	30	火山破屑物	有	有			道路	30	

（出典：えびの市庁内資料）

表 災害危険箇所などの状況（急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ及びⅢ））

危険箇所番号			箇所名	郡市	大字	小字	1/25000 図面名	人家戸数	換算人家戸数
Ⅱ	1	0828	大河平	えびの市	内堅	大河平	吉松	3	3
Ⅱ	1	0829	下鶯	えびの市	内堅	下鶯	吉松	1	1
Ⅱ	1	0832	木場田	えびの市	内堅	木場田	加久藤	4	4
Ⅱ	1	0835	下村	えびの市	東長江浦	下村	加久藤	4	4
Ⅱ	1	0840	下門前	えびの市	末永	下門前	加久藤	4	4
Ⅱ	1	2286	昌明寺	えびの市	昌明寺	湯園	加久藤	3	3
Ⅱ	1	5396	吉牟田-1	えびの市	大河平	吉牟田	白髪岳	1	1
Ⅱ	1	5397	吉牟田-2	えびの市	大河平	吉牟田	白髪岳	1	1
Ⅱ	1	5398	堂山	えびの市	内堅	堂山	吉松	1	1
Ⅱ	1	5399	西内堅-2	えびの市	内堅	西内堅	吉松	1	1
Ⅱ	1	5400	大番庫-1	えびの市	内堅	大番庫	吉松	1	1
Ⅱ	1	5401	大番庫-2	えびの市	内堅	大番庫	吉松	1	1
Ⅱ	1	5402	大番庫-3	えびの市	内堅	大番庫	吉松	3	3
Ⅱ	1	5403	中内堅-1	えびの市	内堅	中内堅	吉松	1	1
Ⅱ	1	5404	中内堅-2	えびの市	内堅	中内堅	吉松	1	1
Ⅱ	1	5405	木場田-1	えびの市	内堅	木場田	加久藤	3	3
Ⅱ	1	5406	城下-1	えびの市	内堅	城下	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5407	城下-2	えびの市	内堅	城下	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5408	湯園-1	えびの市	昌明寺	湯園	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5409	湯園-2	えびの市	昌明寺	湯園	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5410	四反田-1	えびの市	西川北	四反田	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5411	四反田-2	えびの市	西川北	四反田	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5412	四反田-3	えびの市	西川北	四反田	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5413	向江原	えびの市	西川北	向江原	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5414	徳満2	えびの市	東川北	徳満	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5415	徳満3	えびの市	東川北	徳満	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5416	柵野	えびの市	大河平	柵野	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5417	菖蒲野	えびの市	大河平	菖蒲野	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5418	川上-1	えびの市	大河平	川上	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5419	川上-2	えびの市	大河平	川上	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5420	梅木-1	えびの市	内堅	梅木	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5421	梅木-2	えびの市	内堅	梅木	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5422	亀沢-1	えびの市	亀沢	亀沢	加久藤	4	4
Ⅱ	1	5423	亀沢-2	えびの市	亀沢	亀沢	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5424	池牟礼	えびの市	浦	池牟礼	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5425	柳水流-1	えびの市	柳水流	柳水流	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5426	柳水流-2	えびの市	柳水流	柳水流	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5427	川上-3	えびの市	大河平	川上	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5428	山内	えびの市	大明司	山内	加久藤	3	3
Ⅱ	1	5429	後川内	えびの市	大明司	後川内	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5430	西長江浦下-1	えびの市	西長江浦	西長江浦下	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5431	東長江浦下	えびの市	東長江浦	東長江浦下	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5432	池島	えびの市	池島	池島	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5433	麓-1	えびの市	原田	麓	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5434	有島-1	えびの市	大河平	有島	日向大久保	2	2
Ⅱ	1	5435	尾八重野	えびの市	東長江浦	尾八重野	韓国岳	1	1
Ⅱ	1	5436	出水-1	えびの市	末永	出水	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5437	出水-2	えびの市	末永	出水	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5438	中の原	えびの市	末永	中の原	韓国岳	2	2
Ⅱ	1	5439	大迫	えびの市	原田	大迫	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5440	宮内	えびの市	大明司	宮内	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5441	熊坂	えびの市	坂元	熊坂	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5442	湯ノ元	えびの市	昌明寺	湯ノ元	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5443	藤坂	えびの市	原田	藤坂	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5444	小鹿倉	えびの市	昌明寺	小鹿倉	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5445	大番庫-4	えびの市	西内堅	大番庫	吉松	1	1
Ⅱ	1	5446	愛宕下	えびの市	西川北	愛宕下	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5447	中野	えびの市	東川北	中野	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5448	陣原	えびの市	末永	陣原	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5449	ホキ谷	えびの市	末永	ホキ谷	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5450	松ノ元	えびの市	西長江浦	松ノ元	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5451	平砂	えびの市	西長江浦	平砂	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5452	仮屋-1	えびの市	内堅	仮屋	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5453	東妙見	えびの市	原田	東妙見	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5454	大正水流-1	えびの市	坂元	大正水流	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5455	南昌明寺	えびの市	昌明寺	南昌明寺	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5456	有島-2	えびの市	大河平	有島	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5457	妙見原-1	えびの市	原田	妙見原	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5458	湯園-3	えびの市	昌明寺	湯園	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5459	大番庫-5	えびの市	西内堅	大番庫	吉松	1	1
Ⅱ	1	5460	四反田-4	えびの市	西川北	四反田	加久藤	3	3
Ⅱ	1	5461	妙見原-2	えびの市	原田	妙見原	加久藤	3	3
Ⅱ	1	5462	麓-2	えびの市	原田	麓	日向大久保	1	1
Ⅱ	1	5463	大正水流-2	えびの市	坂元	大正水流	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5464	溝園	えびの市	西長江浦	溝園	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5465	西長江浦下-2	えびの市	西長江浦	西長江浦下	加久藤	2	2
Ⅱ	1	5466	仮屋-2	えびの市	内堅	仮屋	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5467	脇村-1	えびの市	大明司	脇村	加久藤	1	1
Ⅱ	1	5468	脇村-2	えびの市	大明司	脇村	加久藤	1	1
Ⅲ	1	9523	榎田-1	えびの市	榎田		加久藤		
Ⅲ	1	9524	四日市原-1	えびの市	灰塚	四日市原	加久藤		
Ⅲ	1	9525	四日市原-2	えびの市	灰塚	四日市原	加久藤		

（出典：えびの市市内資料）

表 災害危険箇所などの状況（土石流危険渓流）

渓流番号 (県・事務所 の附番)	水系名	河川名	溪流名	所在地 字	流域概況 溪流長 (km)	流域概況 流域面積 (km2)	流域概況 平均溪床 勾配 (°)	流域概況 地質条件1	保全対象 人家戸数	災害 弱者 関連 施設 名称	保全対象 左記以外 施設名称	保全対象 耕地面積	砂防施設 有無	砂防指定 地指定の 有無	備考 事業採択
052091001	川内川	白川	内堅1	内堅	0.55	0.39	12	火山(火山灰地帯)	5		国道447号線:0.55km	21100(21100)	無		国 保
052091002	川内川	白川	堂山川1	内堅	0.50	0.39	8	火山(火山灰地帯)	10		国道447号線:0.55kmJR肥薩線:0.15km	58300(37200)	有 1基(14894)	有	国 保
052091003	川内川	白川	堂山谷川1	堂山	1.63	0.88	16	火山(火山灰地帯)	5		国道447号線:0.75kmJR肥薩線:0.18km	125700(125700)	無		国 保
052091004	川内川	白川	西内堅谷川1	西内堅	0.18	0.09	8	火山(火山灰地帯)	0		真幸駅国道447号線:0.90kmJR肥薩線:0.20km	125500(6400)	無		国 保
052091005	川内川	白川	内堅2	内堅	0.50	0.66	13	火山(火山灰地帯)	5		国道447号線:0.04kmJR肥薩線:0.15km	70800(3600)	無	有	国 保
052091006	川内川	白川	梅木谷川	梅木	0.35	0.06	6	火山(火山灰地帯)	10		国道447号線:0.03km	4000(4000)	無		
052091007	川内川	稲荷川	内堅9	内堅	0.70	0.71	8	火山(火山灰地帯)	5			21000(21000)	有 1基(15825)		国 保
052091008	川内川	湯ノ川	堂山川2	昌明寺	0.80	0.87	9	火山(火山灰地帯)	21		伊藤旅館亀の湯温泉国道408号線:0.75km	48400(48400)	有 1基(9011)	有	国 保
052091009	川内川	湯ノ川	高山谷川1	高山	0.78	0.22	14	火山(火山灰地帯)	21		伊藤旅館亀の湯温泉国道408号線:0.75km	47500(0)	無	有	国 保
052091010	川内川	湯ノ川	高山谷川2	高山	0.93	0.39	15	火山(火山灰地帯)	25		伊藤旅館亀の湯温泉国道408号線:1.08km	50500(2100)	無		国 保
052091011	川内川	湯ノ川	昌明寺1	昌明寺	0.55	0.95	12	火山(火山灰地帯)	32		国道408号線:0.55km	25800(12900)	有 1基(10944)		国 保
052091012	川内川	湯ノ川	高山谷川1	昌明寺	0.10	0.04	22	火山(火山灰地帯)	12		伊藤旅館亀の湯温泉吉田温泉公民館国道408号線:0.55km	25800(0)	無		国
052091013	川内川	湯ノ川	高山谷川4	昌明寺	0.12	0.03	9	火山(火山灰地帯)	9		伊藤旅館亀の湯温泉国道408号線:0.55km	23500(9400)	無		国
052091014	川内川	湯ノ川	西川北1	西川北	0.25	0.14	11	火山(火山灰地帯)	10		県道102号線:0.15km	14900(14900)	無	有	
052091015	川内川	天神川	内小野谷川	内小野	1.10	0.66	12	火山(火山灰地帯)	14		県道102号線:0.20km	35100(20200)	無	有	国
052091016	川内川	天神川	天神川	西川北	2.00	1.54	8	火山(火山灰地帯)	19		県道102号線:0.13km	106200(106200)	無	有	国
052091017	川内川	天神川	向江原谷川	向江原	0.95	0.19	12	火山(火山灰地帯)	22		県道102号線:0.13km	152300(46100)	無		国
052091018	川内川	天神川	西川北川	東川北	0.10	0.03	17	火山(火山灰地帯)	22		県道102号線:0.13km	152200(18400)	無		
052091019	川内川	天神川	中水流谷川	中水流	0.48	0.03	10	火山(火山灰地帯)	11		県道102号線:0.30km	44000(44000)	無		国 保有 1基(280)
052091020	川内川	関川	彦山谷川	彦山	0.53	0.16	15	火山(火山灰地帯)	6		国道221号線:0.08km九州自動車道:0.35km	86300(86300)	無		国
052091021	川内川	川北川	牧の原谷川	榎田	1.25	2.00	11	火山(火山灰地帯)	6		国道221号線:0.10km九州自動車道:0.35km	41900(12500)	無	有	国
052091022	川内川	白川	鬼岩谷川1	鬼岩	0.50	0.35	16	火山(火山灰地帯)	25		HOTELバイパス国道221号線:0.45km	33600(33600)	無		国
052091023	川内川	川内川	鬼岩谷川2	鬼岩	1.15	0.15	15	火山(火山灰地帯)	21		HOTELバイパス国道221号線:0.45km	13500(0)	無		国
052091024	川内川	川内川	松原谷川	松原	0.43	0.04	7	火山(火山灰地帯)	28		松原区公民館国道221号線:0.45km	7700(7700)	無		国 保
052091025	川内川	後川内川	横道谷川	大明司	0.75	0.48	14	火山(火山灰地帯)	9		山内自治会館	17300(17300)	無	有	国
052091026	川内川	後川内川	大明司1	大明司	0.14	0.03	16	火山(火山灰地帯)	5			33000(33000)	無		
052091027	川内川	山内川	芋畑谷川3	芋畑	0.78	0.28	12	火山(火山灰地帯)	9			25700(5100)	無	有	国
052091028	川内川	山内川	芋畑谷川2	芋畑	0.73	0.27	14	火山(火山灰地帯)	8			46800(46800)	無	有	国
052091029	川内川	後川内川	芋畑1	芋畑	1.20	0.99	7	火山(火山灰地帯)	3		芋畑コミュニティセンター	94800(94800)	無	有	国
052091030	川内川	二十里川	芋畑谷川1	芋畑	0.38	0.19	16	火山(火山灰地帯)	18			69800(69800)	有 1基(9263)	有	国 保
052091031	川内川	二十里川	永迫谷2	芋畑	0.26	0.04	9	火山(火山灰地帯)	10			71600(71600)	無		
052091032	川内川	二十里川	斧砥谷川	斧砥	0.78	0.63	11	火山(火山灰地帯)	25		芋畑集乳所	75600(75600)	無	有	
052091033	川内川	川内川	六の下谷川	六の下	0.35	0.07	9	火山(火山灰地帯)	26		国道221号線:0.25km	22500(22500)	無		
052091034	川内川	川内川	坂元1	坂元	0.10	0.04	11	火山(火山灰地帯)	6		国道221号線:0.38km	31500(31500)	無		
052091035	川内川	川内川	西の原谷川	西の原	0.40	0.11	16	火山(火山灰地帯)	8		西の原地区集会所 えびの市一般廃棄物最終処分場 えびの市上水道西ノ原加圧ポンプ室	27000(27000)	無		
052091036	川内川	川内川	原田1	原田	0.94	0.40	6	火山(火山灰地帯)	14			5100(5100)	有 1基(560)		国
052091037	川内川	川内川	大河平1	大河平	0.15	0.03	8	一般(第三、四紀層)	5		御内馬場公民館	45000(45000)	無		
052091038	川内川	川内川	大河平谷川	大河平	0.53	0.07	5	一般(第三、四紀層)	25		大河平小学校県道404号線:0.55km	45000(0)	無		
052091039	川内川	池島川	大迫川	大迫	0.18	0.05	9	火山(火山灰地帯)	5			133200(133200)	無		国
052091040	川内川	長江川	馬場川	馬場川	0.35	0.07	5	火山(火山灰地帯)	10			74700(74700)	有 1基(6750)	有	
052091041	川内川	長谷川	尾八重野川3	尾八重野	0.41	0.17	12	火山(火山灰地帯)	3		公民館	29800(29800)	無		国
052091042	川内川	長谷川	尾八重野川2	尾八重野	0.26	0.05	9	火山(火山灰地帯)	13		公民館	48400(18600)	無		国
052091043	川内川	長谷川	尾八重野川1	尾八重野	1.20	2.41	10	火山(火山灰地帯)	2		えびの営林署	81900(81900)	無	有	国
052091044	川内川	長江川	高原川1	えびの高原	0.64	0.31	5	火山(火山灰地帯)	1		国民宿舎えびの高原荘 えびの高原ホテル別館 からくに荘 駐在所 えびの高原給油所 主要地方道30号線:0.14km	114800(114800)	無		国
052091045	川内川	長江川	高原川2	えびの高原	0.61	0.19	1	火山(火山灰地帯)	0		ピクニック広場 主要地方道 小林えびの高原牧園線:0.25km	68400(68400)	無		国
052091046	川内川	有島川	有島谷川	大河平	0.36	0.05	6	火山(火山灰地帯)	10				0 有 1基(1419)	有	
052092001	大淀川	石氷川	環野川	原田	0.90	0.71	8	火山(火山灰地帯)	1			15100(15100)	無	有	国
052092002	川内川	白川	岡松1	岡松	0.16	0.04	14	火山(火山灰地帯)	1			7100(7100)	無		
052092003	川内川	白川	内堅3	内堅	0.85	0.45	13	火山(火山灰地帯)	2		国道447号線:0.70kmJR肥薩線:0.08km	45600(5000)	無		国 保有 1基(307)
052092004	川内川	白川	内堅4	内堅	0.18	0.03	16	火山(火山灰地帯)	1		国道447号線:0.73kmJR肥薩線:0.32km	80200(4000)	無		
052092005	川内川	白川	内堅5	内堅	0.86	1.07	18	火山(火山灰地帯)	1		国道447号線:0.73kmJR肥薩線:0.10km	50500(33700)	無		国 保
052092006	川内川	白川	内堅6	内堅	0.65	0.27	11	火山(火山灰地帯)	3		国道447号線:0.73km	39800(0)	無		国 保
052092007	川内川	白川	内堅7	内堅	0.54	0.13	8	火山(火山灰地帯)	3		国道447号線:0.73km	31800(0)	無		国 保
052092008	川内川	白川	内堅8	内堅	0.90	0.29	8	火山(火山灰地帯)	3		国道447号線:0.09km	8600(1700)	無		
052092009	川内川	稲荷川	昌明寺2	昌明寺	0.13	0.05	13	火山(火山灰地帯)	3			58900(58900)	無		
052092010	川内川	湯ノ川	昌明寺3	昌明寺	0.74	0.51	13	火山(火山灰地帯)	2		県道408号線:0.65km県道102号線:0.73km	124900(124900)	無		国 保
052092011	川内川	川北川	東川北1	東川北	0.20	0.08	17	火山(火山灰地帯)	2		九州自動車道:0.08km	98800(12500)	無		国 保
052092012	川内川	山内川	六本原谷川	芋畑	2.48	2.55	10	火山(火山灰地帯)	4			37800(0)	無	有	国 保
052092013	川内川	川内川	畝倉溪谷河	畝倉	0.85	0.95	8	火山(火山灰地帯)	1			0 無	有		
052092014	川内川	川内川	大河平2	大河平	0.15	0.05	8	一般(第三、四紀層)	1			0 無			
052092015	川内川	出水川	出水川	出水	0.23	0.05	12	火山(火山灰地帯)	3			136800(136800)	無		国
052092016	川内川	天神川	白鳥川1	白鳥	3.00	7.19	8	火山(火山灰地帯)	3			79200(79200)	無	有	国 保有 2基(2164)
052092017	川内川	天神川	白鳥川2	白鳥	2.20	0.90	7	火山(火山灰地帯)	4			31500(31500)	有 1基(5455)	有	国
052092018	球磨川	大川間川	高野谷川	高野	0.30	0.10	5	火山(火山灰地帯)	2			10500(10500)	無		
052092019	球磨川	桑木津留川	西谷川	西	1.35	0.87	13	火山(火山灰地帯)	2		JR肥薩線:0.43km	4700(4700)	無		国

(出典：えびの市市内資料)

表 災害危険箇所などの状況（地すべり危険区域）

箇所名	水系名	幹川名	溪流名	大字	字	総面積	勾配	基盤名称1	基盤名称2	地質構造	移動土塊層	受け・流れ盤	亀裂発生	亀裂頻度	陥没・隆起	湿地状況	湧水水量	湧水箇所	発生数	発生年次1	発生年次2	発生年次3	河川への影響	人口	総人家	公共1	総公共1	公共2	総公共2	公共3	総公共3	総耕地	区域の指定	その他区域1	その他区域2
苗杉北	川内川	川内川	川内川	大河平		42.4	17	安山岩	粘板岩	断層破碎帯	レキ混じり土砂	流れ盤	無		無	無	無	無					124.0万	0	0	林道	1060					0	無		
苗杉南	川内川	川内川	川内川	大河平		10.1	35	安山岩	粘板岩	強風化	レキ混じり土砂	流れ盤	無		無	無	無	無					12.7万	0	0	林道	450					0	無		
堂山	川内川	白川	大河平川	内堅		21.8	13	安山岩		キャップロック	レキ混じり土砂	不明	無		有	有	多(常に湧出している)	多(3箇所以上)	3	M40	S22	S57	—	6	2	国道	280	市道	350	鉄道	120	3.7	無	保安林	国有林
昌明寺	川内川	川内川	湯ノ川	昌明寺		6.7	14	シラス	安山岩	貫入岩	レキ混じり土砂	不明	有	常時生じる	無	無	無	無					—	6	2	県道	70					1.1	無		
二八の下西	川内川	川内川	川内川	大明司	二八の下	8	16	砂礫層	シラス	その他	レキ混じり土砂	不明	無		無	無	少(時々湧出、もしくは湿地状となっている)	少(3箇所未満)					—	36	13	国道	280					4.4	無		
二八の下東	川内川	川内川	川内川	大明司	二八の下	9.5	17	砂礫層	シラス	その他	レキ混じり土砂	不明	無		無	有	少(時々湧出、もしくは湿地状となっている)	少(3箇所未満)	1	S51			—	42	15	国道	300	市道	30			7	無		

(出典：えびの市庁内資料)

第5 ライフライン施設の機能確保

1 基本方針

上水道、電力、電話などのライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長時間を要することは、震災後の応急復旧対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。そのため、施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備などの対策を実施していくことが必要である。

2 上水道施設の機能確保

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制などの整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水などを確保するために関係機関と連携し、積極的に対応を図るものとする。また、基幹的施設などの耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりの推進を図るものとする。

- ア 応急給水・復旧体制の整備
- イ 相互応援体制の整備
- ウ 基幹的施設の耐震化
- エ 安全性の高い水道システムの構築
- オ 給水の安全性の確保

3 電力施設の機能確保

(1) 電力設備の災害予防措置

電力事業者は、各設備の耐震化を図るため、構造や設計基準に留意して予防措置を行う。

- ア 架空電線路
- イ 地中電線路
- ウ 変電設備
- エ 通信設備

(2) 防災業務施設及び設備の整備

電力事業者は、災害時における施設機能を維持するため設備を強化する。

- ア 観測、予報施設及び設備
- イ 通信連絡施設及び設備
- ウ 災害対策用資機材などの輸送、整備点検
- エ 電気事故の防止

4 通信施設の機能確保

電気通信事業者による災害に備えた通信施設の信頼性向上対策については、次による。

(1) 通信設備

- ア 中継センターの分散
- イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）
- ウ 耐震対策
- エ 停電対策
- オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化
- カ 地中化の推進

(2) 建物

- ア 防火対策
- イ 延焼防止対策

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	全部署
--------	-----

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県総合情報ネットワークの活用

県が整備を進めた総合情報ネットワークは、県と市及び各防災機関を結ぶもので、通信回線の幹線をループ化した地上系回線に加え新たに衛星系回線を整備し、通信ルートが二重化されたことでより災害に強いネットワークとなった。

総合情報ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、非常時においてもその機能を十分発揮できるよう、通信施設の安全性を確保するとともに、非常用電源設備を設置し、電気の安定供給を図るなど停電対策を講じている。

なお、県では、総合情報ネットワークを通じて、県警のヘリコプター搭載テレビカメラからの画像情報を見ることができる画像伝送システムが整備されている。

2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

被害状況などの把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織などの協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者などを定めておく。

特に、県が行う整備・運用に関して、国及び公共機関等との情報共有を一層図るため、内閣府等が運用を開始する総合防災情報システム（SOBO-WE B）との接続の構築を活用する。

また、市は、平常時より関係者などへの講習などを行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 市防災行政無線の整備

本節第8「被災者などへの的確な情報伝達体制の整備」に示す。

4 通信訓練、研修会の実施など

市は、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取り扱い及び通信機器操作の習熟のための通信訓練や研修会を実施するものとする。

5 重要データの保全管理

市災害対策本部などの災害時の活動拠点の機能強化、迅速な初動体制確保のための重要データの保全管理、電算機システムなどの保全管理に努めるものとする。

第2 活動体制の整備

1 組織体制の整備

市は、基本法第16条に基づき、市防災会議を設置して、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した「えびの市地域防災計画」を作成し、それに基づいて県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

基本法によって定められている国、県及び市防災会議と防災計画の体系については、次のとおりである。

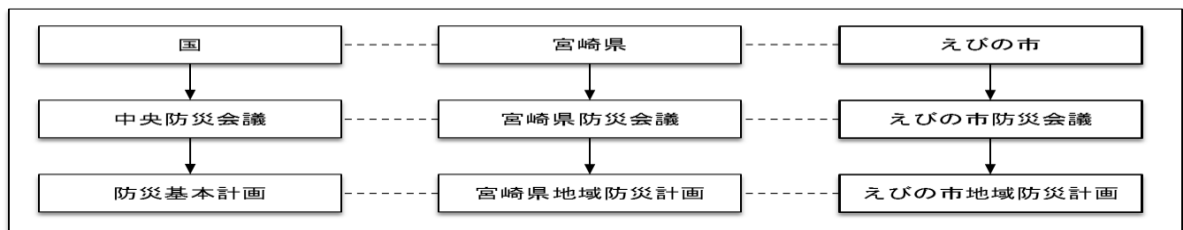


図 国、県及び本市の防災会議ならびに防災計画の関係

また、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから業務継続計画（BCP）及び情報通信技術部門が対応する業務継続計画（ICT-BCP）の策定に努めるものとする。

2 初動体制確立への備え

（1） 非常時における市職員参集基準の明確化と周知徹底

市は、災害発生時の市職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合に、通信途絶などにより動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ市職員の参集基準を明確にするとともに、行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）などの作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

（2） 参集時の交通手段の検討

市職員は、大規模な災害発生に伴う道路被災などの事情により、通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について自主的に判断し、対応するものとする。

（3） 情報伝達手段の確保

市は、市職員に対する動員の指示などの情報伝達を確実なものにするため、市防災行政無線システムなどの活用や携帯電話のメールなどの有効な活用方法などについて検討する。

（4） 訓練による周知徹底

市は、検討した事項の市職員に対する周知徹底状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、計画的に訓練を行う。訓練にあたっては、訓練目的・時期・内容などを随意組み合わせで行うものとする。

(5) 行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）の作成

市は、市防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）を作成し、研修・訓練などを通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、市組織の改編や市職員の人事異動、市防災計画の見直しなどの状況変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合には修正を行うものとする。基地・防災対策課は手際よく市災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウトなどを含む市災害対策本部設置マニュアルなどの整備を行うものとする。

(6) 自主的な物資の確保

市職員は、市災害対策本部員としてその能力を最大限に発揮できるよう、各自で自主的に3日分程度の食料など、必要な物資を確保しておくよう努める。

(7) 市職員の家庭における安全確保対策の徹底

市は、災害時において、市職員自身あるいは家族の負傷などにより迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、市職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から指導を徹底するものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めていく。

(1) 物資輸送の体制・整備

物流関係事業者、NPO等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できる仕組みの構築を検討する。また、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを検討する。物資輸送拠点での荷役の要員確保及び資機材等の確保並びに支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、消防庁の支援を受けながら無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(2) 物資輸送・集積拠点

指定避難所、地区体育館、公民館、学校等、物流関係団体、企業等の施設を選定し、具体的に整備や協定などの締結に必要な事項を検討する。

4 航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関が整備する防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などについて習熟し、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や関係機関と連携して緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

5 相互応援体制などの整備充実

(1) 県内市町村との相互協力体制の充実

市は、平常時から県内の各市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、協力体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

(2) 広域的な相互協力体制の整備

市は、本市と県外市町の間で結ばれている消防及び防災に関する相互応援協定に基づき、関係市町と連携・協力し、災害時の円滑な応援が可能となるよう、体制の整備・充実を図るものとする。また、国土交通省や全国市長会などの広域的な機関との連携体制についても、協定に基づいた密接な連携を図り、より円滑で幅広い応援体制の整備・充実を図るものとする。

表 えびの市が締結している主な協定（行政・公的機関など）

区分	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
県 内	①宮崎県消防相互応援協定	県内 33 市町村	昭和 42 年 9 月 11 日 (全面改定) 平成 7 年 6 月 19 日 (一部改定) 平成 18 年 7 月 20 日
	②宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	平成 8 年 8 月 29 日
	③災害時における医療救護に関する協定	えびの市、小林市、高原町 社団法人西諸医師会	平成 23 年 12 月 28 日
	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人小林えびの西諸歯科医師会	令和 2 年 8 月 2 5 日
県 外	④消防相互応援協定	えびの市 吉松町の消防 (鹿児島県)	昭和 46 年 4 月 1 日
	消防及び救急業務相互応援協定	えびの市、小林市、須木村、高原町、野尻町 (西諸広域行政事務組合) 多良木町、水上村、上球磨消防組合 (熊本県)	昭和 61 年 4 月 1 日
	⑤環霧島会議防災相互応援協定	えびの市、小林市、都城市、高原町 (宮崎県) 霧島市、曾於市、湧水町 (鹿児島県)	平成 21 年 5 月 19 日
	⑥災害時等の相互応援に関する協定	えびの市	平成 24 年 3 月 30 日
		人吉市 (熊本県)	
		伊佐市、湧水町 (鹿児島県)	
広 域	⑦大規模な災害時の応援に関する協定	えびの市 国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 8 月 18 日
	⑧全国青年市長会	49 市	平成 21 年 12 月 7 日
公 的 機 関	⑨霧島硫黄山に設置した高精細カメラ映像の活用に向けた研究協力に関する覚書	国立研究開発法人情報通信機構	令和 5 年 12 月 25 日

表 えびの市が締結している主な協定（民間企業）

区分	協 定 名	締 結 団 体	締結年月日
ガス	①災害時における L P ガス供給活動等に関する協定	社団法人 宮崎県エルビーガス協会えびの支部	平成 22 年 11 月 10 日
電気	②災害時の電気設備応急対策に関する協定	一般社団法人 宮崎県電業協会宮崎県西部電業協会	平成 24 年 4 月 1 日
		小林地区電気工事業協同組合	平成 26 年 5 月 30 日
水道	③災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定	えびの市管工事協同組合	平成 24 年 7 月 25 日
物資	④災害時における生活関連物資の調達等に関する協定	えびの市商工会	平成 24 年 8 月 30 日
		株式会社ナフコ	令和 2 年 3 月 23 日
		株式会社コスモス薬品	令和 2 年 4 月 23 日
		N P O 法人コメリ災害対策センター	令和 2 年 8 月 19 日
建設	⑤災害時における救援物資提供に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	平成 19 年 4 月 24 日
	⑥災害時における応急対策業務等に関する基本協定	小林地区建設業協会	平成 24 年 4 月 1 日

〃	⑦災害時における応急対策業務等に関する基本協定	えびの市建築業協会の	平成 20 年 11 月 1 日
用水	⑧災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	西諸地区生コンクリート事業協同組合	平成 21 年 4 月 1 日
福祉	⑨災害時における福祉用具等の調達に関する協定	株式会社ライフサポート	平成 24 年 8 月 29 日
避難場所	⑩災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人えびの明友会	平成 24 年 8 月 30 日
〃	⑪災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人慈愛会	平成 24 年 8 月 30 日
〃	⑫災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定	社会福祉法人慶和会	平成 24 年 11 月 20 日
電話	⑬災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社宮崎支社	平成 27 年 7 月 27 日
郵便	⑭災害時におけるえびの市とえびの市関係郵便局の協力に関する協定	代表 日本郵便株式会社 加久藤郵便局長	平成 27 年 10 月 1 日
電気	⑮災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社都城配電事務所	平成 30 年 3 月 22 日
捜索	⑯災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定書	特定非営利活動法人九州災害救助犬協会	平成 31 年 3 月 27 日
情報	⑰災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 1 年 11 月 25 日
	⑱災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ宮崎	令和 3 年 12 月 17 日
施設	⑲災害時等での施設利用の協力に関する協定	小林地区遊技業組合	令和 5 年 7 月 13 日
航空	⑳ヘリコプターの活用に関する地域防災協定	株式会社レジャークリエイティブホールディングス	令和 5 年 12 月 14 日

(出典：えびの市市内資料)

(3) 自衛隊との連携体制の整備

市は、自衛隊との防災訓練の実施などを通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう、必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

(4) 防災関係機関との連携体制の整備

市は、大規模な災害発生時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、警察や消防機関ならびに広域緊急援助隊などと連携を図れるよう体制整備に努める。

6 緊急時における防災救急ヘリコプターなどの離着陸場の確保

大規模な災害発生時において、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送などを行うためには、ヘリコプターの利活用が不可欠である。

本市においても緊急時の防災拠点として適切な整備を行う必要性があり、現在のヘリコプター離着陸場の施設状況やアクセス道路状況などについて最新情報を整理するとともに、避難場所と競合しない緊急時におけるヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を最低 2 箇所以上選定する。

表 緊急時における防災ヘリコプターなどの離着陸場一覧表

番号	名 称	所在地	所有者(管理者)	ヘリポート状況	地面状況	備考
1	えびの市美化センター	大字坂元	えびの市	広場	芝生	
2	永山河川敷	大字永山	国交省川内川河川事務所京町出張所	広場	芝生	
3	王子原運動公園	大字島内	えびの市教育委員会	グラウンド	芝生	
4	高野コミュニティセンター	大字坂元	高野地区	広場	芝生・土	
5	飯野高校	大字原田	飯野高校	学校グラウンド	砂地	
6	飯野中学校	大字原田	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
7	旧上江中学校	大字上江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
8	加久藤中学校	大字栗下	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
9	真幸中学校	大字向江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
10	岡元小学校	大字浦	えびの市教育委員会	学校グラウンド	芝生・土	
11	旧大河平小学校	大字大河平	えびの市学校教育課	学校グラウンド	芝生・土	

12	旧加久藤小学校尾八重野分校	大字東長江浦	えびの市	分校グラウンド	芝生・土	
13	えびの水辺の楽校	大字小田	えびの市	広場	芝地	
14	えびの高原ピクニック広場	大字末永	環境省えびの管理官事務所	広場	芝生	
15	えびの高原多目的広場	大字末永	環境省えびの管理官事務所	広場	草地	
16	真幸堰	大字向江	国交省川内川河川事務所京町出張所	河川敷	草地	
17	霧島演習場北	大字西長江浦	陸上自衛隊霧島演習場管理班	造成地	砂場	
18	えびの I C	大字永山	NEXCO西日本道路管制センター	駐車場	アスファルト	高速事故のみ
19	えびの P A	大字東川北	NEXCO西日本道路管制センター	駐車場	アスファルト	高速事故のみ

※ 緊急時は、上記以外を調整等により離着陸場として使用する場合があります。

(出典：えびの市庁内資料)

第3 救急・救助及び消火活動体制の整備

1 消防力の充実強化

(1) 消防施設・設備の強化と保全

消防本部は、火災時の消火活動その他の災害時の応急対策活動を迅速に行うにあたり、消防施設・設備を拡充強化し、また保全を図るものとする。

ア 現有の消防ポンプ自動車などの整備ならびに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

イ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプなどの施設の装備及び資機材の充実、強化を図る。

(2) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、市は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善、やりがいを持って活動できる環境づくりなど、消防団活動の充実強化を図るものとする。

イ 大規模災害等に備えた消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

(3) 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて団員を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、訓練計画を策定し、その実施に努めるものとする。

2 救急・救助体制の整備

消防本部は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速かつ的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送が行える救急活動体制を確立し、あわせて次の事業を推進していくよう努める。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急教育の計画的な実施

エ 住民に対する応急手当法の普及啓発

3 水防施設など

水防、消防施設などの現況及びその整備は、次によるものとする。

(1) 水防施設などの整備

市は、災害時の水防に万全を期するため、宮崎県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、水防資機材の備蓄を推進していく。

(2) 水防施設などの状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、次のとおりである。

表 水防施設の状況

防災管理団体	河川名	水防倉庫名	水防器材状況
えびの市	川内川	中島水防倉庫	丸太100本

(3) 防災施設などの状況 (出典：令和元年度宮崎県水防計画書(令和2年3月1日現在))

市が管理する防災倉庫及び防災資機材の状況は、次のとおりである。

表 防災倉庫の資器材状況

防災 管理 団体	防災 倉庫名	防 災 資 機 材 の 状 況														
		土 の う 袋 (袋)	ボ ー ト (艇)	テ ン ト (張)	防 水 シ ー ト (枚)	ロ ー プ (巻)	ス コ ッ プ (丁)	掛 矢 (丁)	照 明 灯 (個)	ナ タ (丁)	ノ コ (丁)	一 輪 車 (台)	ハ ン マ ー (丁)	鉄 棒 杭 (本)	簡 易 水 槽 (槽)	その他
えびの市	えびの市 防災倉庫	2,600	1	4	25	2	15	6	6	6	9	6	9	50	6	発電機 1台 可搬ポンプ 1台 救命胴衣 50 着 船外機 1機

(出典：えびの市市内資料(令和5年3月1日現在))

(参考) 宮崎県水防計画書に示されている水防管理団体の水防資器材の備蓄基準は、下表のとおりである。

水防管理団体の水防資器材の備蓄基準

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太 長6メートル 径0.06メートル	本	50	スコップ	丁	20
同 長3メートル 径0.06メートル	本	80	鍬	丁	4
同 長2メートル 径0.06メートル	本	70	掛矢	丁	4
竹 長6メートル 径0.03メートル	本	70	のこ	丁	4
空俵	俵	200	ペンチ(6インチ物)	本	6
かます	枚	200	担棒	個	20
むしろ	枚	100	てみ	個	20
縄(1巻3貫物)	玉	20	もっこ	個	20
鉄線	kg	60	懐中電灯	個	10
照明灯	個	2	槌	個	2
おの	丁	3	工業車	台	1
片ハンマー	丁	3	かすがい	本	30

4 消防団及び消防施設など

消防施設の整備計画は、消防力の整備や消防水利の考え方などに基づき、増強及び更新計画を図るものとする。

なお、消防施設・設備の現状は、次のとおりである。

表 消防設備の現状

分団名	部名	行政区域	消防ポンプ 自動車 (台)	小型動 ポンプ 付積載車 (台)	消防水利(箇所数)				人員 (人)	
					消火栓 公設	防火水槽		河川等		
						20 m ³	40 m ³			
本部 付部			D-1 可搬ポンプ		0	0	0	0	定員 350 人	
小計			1		0	0	0	0		
第一分団	第1部	坂元、前田 芋畑、高野	いすゞA-2		23	4	6	1		
	第2部	麓	ミツビシA-2		18	2	2	6		
	第3部	堀浦、上大河平		トヨタB-3級	21	0	1	1		
	第4部	西・中・上上江	いすゞA-2		26	0	2	4		
	第5部	末永、白鳥、 えびの高原		トヨタB-3級	11	1	4	3		
	第6部	池島、今西		トヨタB-2級	8	2	2	2		
	第7部	杉水流、五日市 東原田	いすゞA-2		16	2	0	2		
	第8部	田代、出水		トヨタB-3級	17	1	2	1		
	第9部	南・中・上原田	トヨタA-2		33	1	2	0		
	第10部	大明司、山内		トヨタB-3級	11	1	2	0		
	第11部	下大河平		トヨタB-3級	10	1	1	2		
	第12部	町、片馬場	日野A-2		10	1	2	1		
	第13部	駅前		トヨタB-2級	16	3	1	0		
小計			6	7	220	19	27	23		
第二分団	第1部	松原、前松原、麓		トヨタB-3級	11	0	1	2		
	第2部	栗下・東長江浦下		トヨタB-2級	10	0	1	2		
	第3部	西長江浦上・下、東 長江浦上		トヨタB-3級	12	3	3	2		
	第4部	永山、灰塚		トヨタB-3級	10	0	2	2		
	第5部	湯田、西郷		トヨタB-3級	12	1	1	2		
	第6部	東川北、榎田 牧ノ原		トヨタB-3級	9	1	3	2		
	第7部	中島	いすゞA-2		16	1	2	3		
	第9部	尾八重野		トヨタB-3級	13	0	4	3		
	第12部	大溝原		トヨタB-3級	4	1	2	2		
小計			1	8	97	7	19	23		
第三分団	第1部	京町、上向江	トヨタA-2		31	0	3	4		
	第2部	水流、北・南昌明寺 東・中内堅		トヨタB-3級	18	0	1	2		
	第3部	中浦		トヨタB-3級	8	2	0	0		
	第4部	柳水流、亀沢、下浦		トヨタB-3級	10	0	0	2		
	第5部	上島内		トヨタB-2級	3	0	1	0		
	第6部	北・南岡松 西内堅		トヨタB-2級	15	0	2	1		
	第7部	下島内		トヨタB-3級	10	0	0	1		
	第8部	西川北		トヨタB-3級	5	1	2	2		
	第10部	上浦		トヨタB-3級	10	3	0	1		
小計			1	8	110	6	9	13		
合計 (32 部)			8	23	427	32	55	59		
保有状況 台数			指揮車・広報車 2台 バイク 6台							

※えびの市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に規定する団員定数については350人である。
(出典：えびの市庁内資料(令和7年3月31日現在))

第4 医療救護体制の整備

1 基本方針

市は、災害発生からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）、急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）、中長期（1か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

2 災害拠点病院などの整備充実

市は、西諸広域地区における災害拠点病院に指定されている小林市立病院を中心とする医療救護体制の整備充実を進めるとともに、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場などを活用した患者搬送体制の整備に努めるものとする。

（参考）

- 災害拠点病院：県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、傷病者の受入れやDMA T（災害派遣医療チーム）の派遣などを行う。
- 拠点病院の主な条件
 - ①建物が耐震構造であること。
 - ②資器材などの備蓄があること。
 - ③応急収容するために転用できる場所があること。
 - ④応急用資器材、自家発電機、応急テントなどにより自己完結できること（外部からの補給が滞っても簡単には病院機能を喪失しないこと）。
 - ⑤近接地にヘリポートが確保できること。

表 災害拠点病院一覧

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	済生会日向病院
		千代田病院
		和田病院
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
		宮崎善仁会病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	日南串間	県立日南病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院

3 災害時における医療情報の確保

阪神・淡路大震災時は、災害時の初期医療体制が十分に確立されず、電話回線の混雑などの通信手段のトラブルも重なり、医療機関同士の情報交換、行政や他自治体の医療機関への情報発信などが不可能であった。また、医療機関によって医師が対応した患者数（傷病者）に大きな差があった。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災では、宮城県が広域災害・救急医療情報システムが導入途上であったため、病院被害情報の情報収集が困難な状況にあり、孤立した病院への支援が遅れたということもある。

このようなことから、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するシステム整備の必要性が高まっており、宮崎県でも平成25年度から県内全病院及び緊急告示施設、保健所、市町村、消防機関、医師会等から広域災害医療救急医療システム（EMIS）へ自動接続ができるようシステムを整備し、災害時の対応力の強化を目指している。

本市においても同システムの有効活用を図り、迅速かつ的確な救急救助活動を可能にするため、関係機関などとの協議を推進していくよう努めるものとする。

4 災害医療関係機関等との連携

市は、救命医療、各種医療体制に関して、関係機関と連携して、以下の項目を重視し、スキルの向上、人員の確保、資質の向上に努めておくこと。

- （1）DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備
- （2）災害医療コーディネーターの体制整備
- （3）県医療救護班の体制整備
- （4）DPAT（災害派遣精神医療チーム）

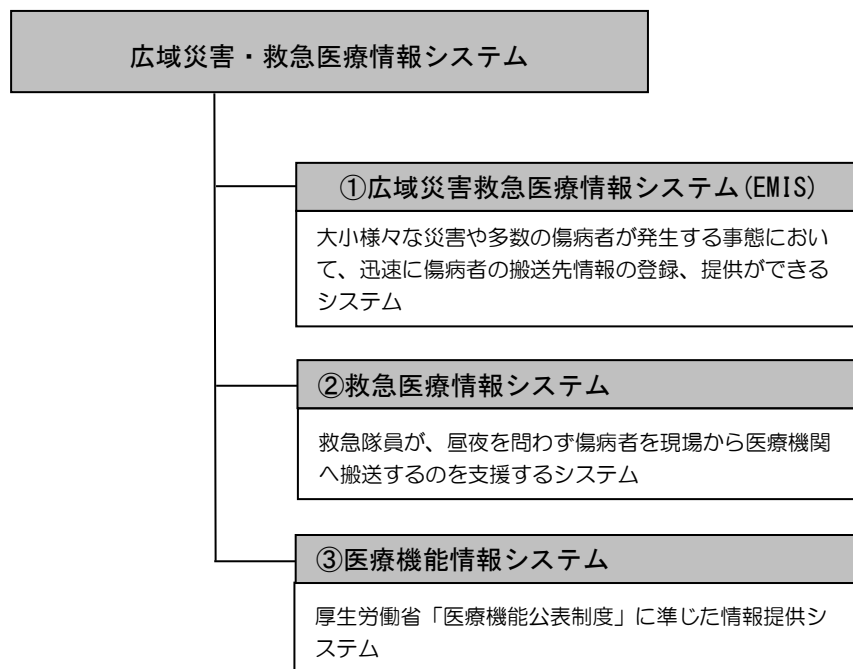
(参考)

■ 広域災害・救急医療情報システム

広域災害・救急医療情報システムは、医療機関、行政、関係団体の情報共有ツールである。

このシステムは①「広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）」、②「救急医療情報提供システム」及び③「医療機能情報システム」の3つのシステムから構成されている。

病院の被害程度や患者の受入れ状況、病院の収容キャパシティ及びDMATの活動状況などの情報を共有することで、被災時の救急医療活動を迅速かつ効率的に実施することが可能となり、救命率の向上に繋がるものと考えられている。



第5 緊急輸送体制の整備

市は、災害時に道路の損壊や道路上への落下倒壊物、崩壊土砂などで通行が不可能となった道路に対し、これらの障害物を除去し、応急復旧作業により速やかに道路の輸送機能を確保するため、市内や西諸広域圏内の建設業者あるいは建設資材リース業者などと相互の応援協力体制を構築するように努める。

第6 避難収容体制の整備

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者など関係者を対象とした研修を実施するものとする。

ア 高齢者等避難の発令基準や運用方法

- イ 避難指示及び緊急安全確保の発令基準及び伝達方法
- ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- エ 避難場所への経路及び誘導方法
- オ 避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - （ア） 飲料水の供給
 - （イ） 炊き出しその他による食料の供給
 - （ウ） 被服寝具その他生活必需品の給与
 - （エ） 負傷者に対する応急救護
 - （オ） 要配慮者に対する介助などの対応
- カ 避難所の管理に関する事項
 - （ア） 避難収容中の秩序保持
 - （イ） 避難者に対する災害情報の伝達
 - （ウ） 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - （エ） 避難者に対する各種相談業務
- キ 災害時における広報
 - （ア） 市防災行政無線による周知
 - （イ） 広報車による周知
 - （ウ） 避難誘導員による現地広報
 - （エ） 住民組織を通じた広報

（２） 避難対象地区の指定

市は、地域の実情から判断しつつ、台風、大雨などの災害により被害が想定される箇所や避難対策を推進する必要がある地域などを地区別の防災マップとして作成し、市防災計画に盛り込むものとする。この防災マップには、「河川浸水想定区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」など災害が発生した場合の被害想定区域や危険箇所の範囲ならびに避難所などを明示し、これらを踏まえつつ避難対象地区を指定するなどして重点的に避難収容体制の整備を推進していくものとする。

２ 避難場所、避難路の確保

（１） 避難所の整備

- 市は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備を推進していくよう努める。
- ア 避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
 - イ 避難所に適する施設がないところについては、野外ユニットハウスまたは天幕を設定する場所などを選定しておくものとする。
 - ウ 市内に適切な施設または場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して避難所の予定施設または場所を定めるものとする。
 - エ 避難所の予定施設または場所については、あらかじめ土地建物の所有者または管理者から了解を得ておくものとする。
 - オ 停電時において施設・設備の機能が確保されるよう非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
 - カ 動物愛護及び被災者支援の観点から、同行避難時の自己責任による適切な飼育指導等、他

被災者への配慮の協力を求めるとともに、愛護動物の避難・救護を行う施設、区域の整備に努めるものとする。

(2) 市長の危険区域における避難立退き先の指定

ア 市長は、洪水または土砂災害などによる危険が予想される区域について、あらかじめ指定しておくものとする。

イ 市長は、それぞれの危険が予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

(3) 指定避難所等の状況

地区別の指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所は、別表のとおりである。また、指定避難所開設の手順については、次のとおりとする。

ア 民生対策部長は、本部長の指示に基づき指定避難所を開設するものとし、開設した場合は、避難所従事職員2人を基準として配置する。

イ 指定避難所の予備鍵は基地・防災対策課に保管してあるため、開設時にはこれを受領して避難所を迅速に開設する。

ウ 指定避難所等の状況は、あらゆる手段を講じ、市災害対策本部へ報告する。

エ 総務対策部施設交通班は、避難誘導に要する車両を確保し、配車、輸送にあたる。

オ 福祉避難所

指定避難所のうち、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所として指定するとともに、市域の社会福祉法人の施設を協定により福祉避難所として指定する。

カ 市及び各避難所の運営者は、要配慮者支援や男女共同参画の観点を踏まえた避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

① 風水害時の指定避難所

別表 風水害時の指定避難所一覧

地区	番号	避難所名	住所	電話番号	収容面積	収容人員
飯野地区	第1避難所	飯野中学校体育館	えびの市大字原田 190 番地	33-0021	1,259 m ²	410 人
	第2避難所	飯野小学校体育館	えびの市大字原田 110 番地	33-0008	1,013 m ²	337 人
	第3避難所	旧大河平小学校体育館	えびの市大字大河平 2410 番地	—	330 m ²	110 人
	第4避難所	高野コミュニティセンター	えびの市大字坂元 1666 番地	—	63 m ²	21 人
	第5避難所	えびの市民体育館	えびの市大字原田 3056 番地	33-5332	1,800 m ²	600 人
	※第6避難所	飯野駅前地区体育館 (飯野地区コミュニティセンター 駅前分館を含む)	えびの市大字原田 2176 番地	33-5035	1,243 m ²	414 人
	※第7避難所	えびの市文化センター	えびの市大字大明司 2146 番地 2	35-2268	934 m ²	311 人
		えびの市保健センター		35-2446	200 m ²	66 人
		えびの市民図書館		35-0242	782 m ²	260 人
		えびの市歴史民俗資料館		35-3144	257 m ²	85 人
		えびの市防災食育センター	えびの市大字大明司 1019 番地 1	33-0270	80 m ²	27 人
	※第8避難所	飯野地区コミュニティセンター	えびの市大字原田 112 番地 11	33-0030	373 m ²	124 人
	第9避難所	高齢者交流プラザ	えびの市大字原田 112 番地 1	33-0984	109 m ²	36 人
上江地区	第10避難所	旧上江中学校体育館	えびの市大字上江 1735 番地	—	510 m ²	170 人
	第11避難所	上江小中学校体育館	えびの市大字上江 1580 番地	33-0133	445 m ²	148 人
	※第12避難所	上江地区体育館	えびの市大字上江 1780 番地 1	33-4068	1,005 m ²	335 人
加久藤地区	第13避難所	加久藤中学校体育館	えびの市大字栗下 1269 番地 1	35-1353	662 m ²	220 人
	第14避難所	加久藤小学校体育館	えびの市大字栗下 151 番地	35-1351	507 m ²	169 人
	第15避難所	尾八重野コミュニティセンター	えびの市大字東長江浦 1652 番地 368	—	60 m ²	20 人
	第16避難所	加久藤地区体育館	えびの市大字栗下 1168 番地 13	35-2290	648 m ²	216 人
	第17避難所	えびの市国際 交流センター	えびの市大字榎田 388 番地 1	35-3211	814 m ²	272 人
	第18避難所	加久藤地区 コミュニティセンター	えびの市大字栗下 64 番地 1	35-1755	57 m ²	19 人
真幸地区	第19避難所	岡元小学校体育館	えびの市大字浦 371 番地	37-2240	618 m ²	206 人
	第20避難所	真幸地区体育館	えびの市大字向江 1188 番地 10	37-0004	1,185 m ²	390 人
	第21避難所	真幸地区コミュニティセンター	えびの市大字向江 798 番地	37-3221	80 m ²	26 人
	第22避難所	えびの市老人福祉センター	えびの市大字向江 491 番地 4	37-1329	154 m ²	51 人
	※第23避難所	中浦自治公民館	えびの市大字島内 2044 番地 2	—	64 m ²	21 人
	※第24避難所	南岡松公民館	えびの市大字岡松 1412 番地 2	—	63 m ²	21 人

- ① 各避難所の収容人員については、各避難所の収容面積を避難者一人当たりの占有面積 3 m² として除し、端数人員を切り捨て算出している。なお、感染症等の発生状況によっては、一人当たりの占有面積を変更し、収容人員を算出する。
- ② ※は、指定緊急避難場所（第7避難所「えびの市保健センター、えびの市民図書館、えびの市歴史民俗資料館、えびの市防災食育センターを除く。」）として災害発生時優先して設置する。
- ③ 各避難所（第15、23、24避難所を除く。）は、N T Tとの協定により災害時用の特設公衆電話の回線が設置してある。

（出典：えびの市市内資料（令和4年3月現在））

② 地震時の指定避難場所

別表 地震時の指定避難場所一覧

地区名	避難所番号	避難所名	住 所
飯 野 地 区	第 1 避難所	飯野中学校 グラウンド	えびの市大字原田 190 番地
	第 2 避難所	飯野小学校 グラウンド	えびの市大字原田 110 番地
	第 3 避難所	旧大河平小学校 グラウンド	えびの市大字大河平 2410 番地
	第 4 避難所	高野コミュニティセンター 広場	えびの市大字坂元 1666 番地
	第 5 避難所	飯野駅前地区体育館 駐車場	えびの市大字原田 2176 番地
	第 6 避難所	神社原運動公園	えびの市大字原田 2000 番地
	第 7 避難所	えびの市文化センター 駐車場（東側）	えびの市大字大明司 2146 番地
上 江 地 区	第 8 避難所	旧上江中学校 グラウンド	えびの市大字上江 1735 番地
	第 9 避難所	上江小中学校グラウンド	えびの市大字上江 1580 番地
	第 10 避難所	旧上江小学校霧島分校 グラウンド	えびの市大字末永 3597 番地
	第 11 避難所	上江地区体育館 駐車場	えびの市大字上江 1780 番地 1
加 久 藤 地 区	第 12 避難所	加久藤中学校 グラウンド	えびの市大字栗下 1269 番地 1
	第 13 避難所	加久藤小学校 グラウンド	えびの市大字栗下 151 番地 1
	第 14 避難所	旧加久藤小学校尾八重野分校 グラウンド	えびの市大字東長江浦 1652 番地 179
	第 15 避難所	えびの市国際交流センター 駐車場	えびの市大字榎田 388 番地 1
	第 16 避難所	永山運動公園	えびの市大字永山 785 番地
	第 17 避難所	加久藤地区体育館 駐車場	えびの市大字栗下 1168 番地 13
	第 18 避難所	道の駅えびの 駐車場	えびの市大字永山 1006 番地 1
真 幸 地 区	第 19 避難所	真幸中学校 グラウンド	えびの市大字向江 850 番地
	第 20 避難所	真幸小学校 グラウンド	えびの市大字向江 1140 番地
	第 21 避難所	岡元小学校 グラウンド	えびの市大字浦 371 番地
	第 22 避難所	王子原運動公園	えびの市大字島内 2044 番地
	第 23 避難所	真幸地区体育館 駐車場	えびの市大字向江 1188 番地 10
	第 24 避難所	旧真幸小学校西内堅分校 グラウンド	えびの市大字内堅 954 番地

※ 上記避難所は、地震のとき建物が密集している市街地の中で安全と思われる公園・学校のグラウンド及び地区体育館駐車場を第 1 次避難所として指定している。

（出典：えびの市市内資料（令和 4 年 3 月現在））

③ 霧島火山噴火時の指定避難所

別表 霧島火山噴火時の指定避難所一覧

地区	番号	避難所名	住所	電話番号	収容面積	収容人員
飯 野	第 6 避難所	飯野駅前地区体育館 (飯野地区コミュニティ センター駅前分館を含む)	えびの市大字 原田 2176 番地	33-5035	1,243 m ²	414 人
	第 7 避難所	えびの市文化センター	えびの市大字 大明司 2146 番地 2	35-2268	934 m ²	311 人
	第 8 避難所	飯野地区 コミュニティセンター	えびの市大字 原田 112 番地 11	33-0030	373 m ²	124 人
上 江	第 12 避難所	上江地区体育館	えびの市大字 上江 1780 番地 1	33-4068	1,005 m ²	335 人
加 久 藤	第 16 避難所	加久藤地区体育館	えびの市大字 栗下 1168 番地 13	35-2290	648 m ²	216 人
	第 17 避難所	えびの市国際 交流センター	えびの市大字 榎田 388 番地 1	35-3211	814 m ²	272 人
真 幸	第 20 避難所	真幸地区体育館	えびの市大字 向江 1183 番地 10	37-0004	1,185 m ²	390 人
	第 22 避難所	えびの市老人福祉 センター	えびの市大字 向江 491 番地 4	37-1329	154 m ²	51 人

※ 各避難所の収容人員については、各避難所の収容面積を避難者一人あたりの占有面積 3m²として除し、端数人員を切り捨て算出している。なお、感染症等の発生状況によっては、一人あたりの占有面積を変更し、収容人員を算出する。

(出典：えびの市庁内資料（令和 3 年 3 月末現在）)

④ 福祉避難所（市指定・社会福祉法人施設）

区分	避難所名	住所	電話番号	備考
市 指 定	えびの市文化センター	えびの市大字 大明司 2146 番地 2	35-2268	
	飯野地区 コミュニティセンター	えびの市大字 原田 112 番地 11	33-0030	
	えびの市老人福祉センター	えびの市大字 向江 491 番地 4	37-1329	
社会福祉法人施設 (協定)	シルバーケアステーション ほうよう	えびの市大字 原田 2216 番地 10	25-3311	社会福祉法人 慶和会
	特別養護老人ホーム 八幡の里	えびの市大字 原田 1403 番地 27	27-4165	社会福祉法人 えびの明友会
	特別養護老人ホーム あけぼの園	えびの市大字 榎田 579 番地 10	35-2667	
	えびの市養護老人ホーム 真幸園	えびの市大字 昌明寺 70 番地 1	37-1504	社会福祉法人 スマイリングパーク
	特別養護老人ホーム えびの涼風園	えびの市大字 岡松 1 番地	37-1220	社会福祉法人 慈愛会

(出典：えびの市庁内資料（平成 29 年 3 月末現在）)

(4) 観光地における避難場所などの確保

本市は、交通結節点としての利便性ならびに霧島連山やえびの高原といった名高い観光地や観光資源を多数有しており、年間を通じて多数の観光客が訪れる。

市は、現地の地理に慣れていない観光客などに対し、宿泊施設や観光施設などに防災マップや防災チラシなどを常備しておくように施設の管理者に要請するなどして、避難対象地区や避難所、避難路ならびに想定される災害の態様ほかについて広報を行う。また、関係機関等と連携しつつ、火山災害時の救助活動を迅速、的確に実施するため、火山地域での登山届の提出について周知・啓発を図るものとする。なお、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮に努める。

3 避難場所などの広報と周知

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙などを配布し、避難に関する広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所の広報

市は、次の事項について広報紙などにより住民に対して情報の周知徹底を図るとともに、避難所に指定した施設については、わかりやすい避難所の表示を心がける。

また、災害時に避難場所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在・位置
- ウ 避難場所への経路
- エ 避難場所の収容人数
- オ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は交通路での混乱を招くことも予想され、消火活動、救急救助活動、医療救護活動及び緊急物資輸送活動などに支障をもたらすおそれがある。このため、できる限り自家用車の使用自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に必要最小限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所運営の知識の普及

市は、平常時において、住民に対し、災害時における指定避難所の管理・運営方法について必要な知識の普及に努める。その際、障がい者、外国人、性的少数者等への配慮についても周知に努める。

(4) 土砂災害警戒箇所の広報

市は、災害時の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり及び二次災害のおそれのある箇所について、過去の災害事例及び警戒箇所調査の結果などを参考に、住民に適切な方法で広報を行う。

4 避難所の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の現況把握

市は、災害時の円滑かつ安全な避難が可能となるように、避難施設について収容可能な人員を把握するとともに、生活必需品やライフラインの整備状況などについて調査を行い、避難施設の現状についてカルテ形式などで整理・保管する。また、定期的に施設調査を実施することで、避難所の備品状況や施設の老朽化などを確認するとともに、不備を補完していくことにより、災害時の緊急避難に対応できるよう努める。

(2) 避難所の安全性の確保

市は、平常時より避難所建物の安全性確保を推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設などで、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じ耐震補強や耐力度調査による改築に努める。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

5 応急仮設住宅の提供体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対して一時的な居住の安定を図るため、市は、応急仮設住宅の提供体制を整備するものとする。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮したうえで、建設用地を選定し確保しておく。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、公有地、国有地、企業などの民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業などの民有地についても公租公課などの免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地選定にあたっては、上水道、電気などのライフラインの整備状況あるいは医療関係、学校、商店、交通環境及び地域的なつながり、さらに騒音あるいは防火などの住環境面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件が適した場所に建設する。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方などの用地利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者あるいは建設リース業者などとの調整

応急仮設住宅を迅速に設置できるよう、市は、あらかじめ建設事業者や建設リース業者などと災害時における協力体制が確立できるよう調整に努める。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

市は、応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害により住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握するなどして、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

避難所生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れるなどのやむを得ない事情がある場合には、市は、公営住宅の一時利用や民間アパートの借り上げなどにより必要戸数の供給を実施する。

(7) 住宅の仕様など

住宅の仕様については、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者などの要配慮者など個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅を提供し、設置後の地域社会づくりなどを考慮した配置について検討する。

第7 食料・飲料水及び生活必需品などの調達、供給体制の整備

市は、消防本部及び協定事業所などと協力し、住宅の被災や交通の途絶などによる各家庭での食料、飲料水及び生活必需品の不足などが起こった場合に備え、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活必需品を調達し、供給が行えるよう体制の整備を図るものとする。

1 食料・飲料水の供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

市は、必要に応じて被災者に食料の供給が図られるよう、次の事項に留意して体制の整備に努める。

ア 住家の被害やライフラインの寸断などにより、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給できるよう、民間業者などと食料の供給に関する協定などを締結し、流通在庫備蓄に努める。

イ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局宮崎農政事務所、政府指定倉庫などとの連絡・協力体制の構築に努めるものとする。

ウ 食料供給拠点として防災食育センターに食料備蓄倉庫の整備を行い、供給体制の整備と併せて備蓄の強化に努める。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・応急復旧が行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 生活必需品などの備蓄及び供給体制の整備

市は、必要に応じ、被災者に応急的な生活必需品が支給できるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所などの生活にて、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資が支給できるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者との物資供給協定を締結などにより流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の支給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティアなどの活用も含めた体制を整備しておく。

エ 生活必需品の例示

- ①寝具：就寝に必要な毛布・布団やタオルケットなど
- ②外衣：ジャージ、洋服、作業衣、子供服など
- ③肌着：男女下着、子供下着など
- ④身の回り品：タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具など
- ⑤食器、日用品：食器・箸・皿、石けん、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池など
- ⑥その他、応急的に必要な生活必需品

3 自主的な食料備蓄意識、相互協力意識の向上

東日本大震災での災害教訓を活かし、市は、市民や企業に対して自主的な食料や飲料水の確保を働きかける。また、地域やコミュニティ単位で相互に協力して、災害時に必要な食料などの備蓄意識を高めるよう、平常時より広報などを通じてその周知に努める。

第8 被災者などへの的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、国、県、市ならびに防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となるため、市は、平常時よりソフト・ハード両面での情報伝達体制の整備を図るものとする。

1 防災行政無線などの整備

(1) 市防災行政無線整備の推進

市が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市役所と災害現場との間で通信を行うシステム（主に情報収集のためのシステム）

イ 同報系無線：災害情報などを市役所から主に屋外拡声器により住民に周知する通信システム（主に情報提供のためのシステム）

このほかに、消防庁から緊急情報を受け、上記の市防災行政無線に瞬時に放送される全国瞬時警報システム（J-アラート）の整備が図られている。

市は、住民に対して災害情報などの伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市防災行政無線の整備推進に努めるものとする。

(2) 多様な手段の整備と的確な情報の伝達

市は、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の無線系（屋外拡声器や設置している戸別受信機）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め的確な情報の伝達に努めるものとする。

2 広報体制の整備

災害発生時に報道機関からの取材要請に適切に情報提供ができるよう対応方針を定めておく必

要がある。そのため、市は、報道機関とあらかじめ協定などを締結しておき、市災害対策本部からの報道要請などの方法について定めておく。また、広報にあたっては、県など他機関の広報部署との連携・協力について配慮しておくものとする。

ア 取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に放送が必要な事態が生じた場合には、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について事前に確認を行う。

3 被災者からの問い合わせに対する体制の整備

災害発生時には住民などからの問い合わせ、要望、意見などが多数寄せられることが予想される。このため、市は情報の混乱を防ぎ、住民などに向け正確かつ的確な情報を提供できるよう次のような体制の整備に努める。

ア 住民などからの問い合わせ、要望、意見などに対応する住民窓口を明確にし、この窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

イ インターネットなどの情報インフラを通じ、住民などに広く情報が伝わるように体制の整備を図る。

第9 要配慮者など安全確保体制等の整備

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、いわゆる要配慮者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展などを迎えていることを踏まえ、市と要配慮者を入所させる社会福祉施設などの管理者（以下、施設などの管理者という。）などは連携を図りつつ、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から安全確保体制及び福祉支援体制についての整備などに努めるものとする。

1 社会福祉施設などの防災体制の充実

(1) 防災計画

施設などの管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員などの防災体制の確立、保護者への緊急の連絡方法、地域との連携などを網羅した防災計画を策定するものとする。

(2) 防災訓練の実施

社会福祉施設などにおける防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう施設ごとに定期的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 施設、設備などの安全点検

施設などの管理者は、災害発生時に施設自体が倒壊することのないように、施設の耐震診断や耐震補強などに努める。また、火災が発生することのないよう、施設及び付属危険物を常時点検するなどして、火気について日頃から安全点検を行うものとする。

市は、施設などの管理者が行う施設の耐震診断や安全点検に対し、積極的に助言、指導をするものとする。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設などの入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員の支援だけでは不十分であるため、常に施設と地域社会との連携を密にして、災害時に住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

2 在宅で介護の必要な者への対策

市は、在宅で介護の必要な者に対し、在宅介護支援センター及びえびの市社会福祉協議会と連携を密にして、避難支援協力員、ホームヘルパーなどを通じ、その実態を把握するなどして、災害時における万全の体制を確立するよう努める。

(1) 対象者の範囲

- ア 重度障がい者
- イ 常時寝たきりの状態にある者
- ウ 中度以上の認知症を有する者
- エ 常時一人暮らしの高齢者
- オ 病弱者で歩行困難な者

(2) 防災意識の普及

市は、要介護者や要支援者の保護者及び後見人などを対象とした防災研修会を開催するように努める。

(3) 防災設備、用具の普及

市は、緊急通報装置、自動消火器などの防災設備、用具の普及推進を図る。

(4) 地域における要配慮者の把握

市は、災害時に適切な情報伝達、避難支援や被災時の迅速な救出などができるよう、地域見守りネットワークなどを活用するなどして要配慮者の所在や状況を把握し、要配慮者の台帳、位置図などの情報整備を推進する。

ただし、これらについては、プライバシー保護の立場から、個人情報の管理について最善の注意を払う。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成しておく。

ア 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者とは、生活の基盤がえびの市 内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を必要とする者とする。

- (ア) 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する者
- (イ) 療育手帳 A を所持する者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- (エ) 概ね 65 歳以上の一人暮らしの者で、且つ災害時の自力避難に不安を抱く者
- (オ) 介護保険制度による要介護状態区分が要介護 3～5 の認定を受けた者
- (カ) 生命維持に必要な医療的ケアが必要な者 (※)

(キ) 前各号に掲げる者以外の支援が必要な者

※自力での避難が困難、病院での処置を要する、人工呼吸器等利用のための電源が必要な場合等

イ 避難行動要支援者名簿への登録と避難支援等関係団体への事前の名簿情報の提供
登録希望者は、「登録届出書兼同意書」で市に申込みするものとする。

この場合、登録希望者のうち平常時から名簿を提供することに同意を得られた要支援者について、災害時また平常時における支援のため当該名簿を地域の避難支援等、関係団体（以下、支援団体という。）に提供することとし、災害時の支援のほか、平常時の訓練や地域の見守り活動等にも使用する。

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市で運用する地域福祉支援システム等から把握するものとする。

また、市で把握していない難病患者に係る情報を保健所より、一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯への訪問調査等の情報を市関係課より収集するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする理由

(キ) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

エ 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身とその家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

(ア) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、市担当課、社会福祉協議会及び地域の支援団体において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

(イ) 更新方法

市は、地域の支援団体及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係部局と共有するとともに、支援団体に提供する。

市及び支援団体等は、平常時において、対象者の情報を把握するものとする。

カ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

市は、支援団体に対し、市より提供された名簿に関する情報の適正な管理と細心の注意を払い、平常時から要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するよう求める。

(6) 避難行動要支援者の救護体制の整備

市は、要配慮者のうち災害時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため個別避難計画の整備に努める。

ア 市は、地域防災計画に基づき、防災や福祉など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

イ 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(7) 個別避難計画の作成（基準）

計画の作成については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップ見直しや更新、避難方法等の変更を適切に反映するものとして以下を記載するように努めるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 住所又は居所
- エ 緊急時の連絡先
- オ 協力員
- カ かかりつけの医療機関
- キ 避難経路・場所

(8) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自治会長、自主防災組織）や消防団、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲についてあらかじめ検討するように努め、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(9) 防災についての指導、啓発

市は、広報紙などにより要介護者や要支援者及びその家族、さらに周辺の住民に対して次のような防災に関する啓発活動を行う。

ア 要介護者や要支援者及びその家族に対する指導

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておくこと。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるように日常的に努力すること。
- (ウ) 地域にて防災訓練などが実施される場合には積極的に参加すること。

イ 住民に対する指導

- (ア) 自主防災組織などにおいて避難支援協力員とともに、住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。
- (イ) 災害発生時には、対象者の安全確保に協力すること。
- (ウ) 防災訓練などに要介護者及びその家族が参加するよう働きかけること。
- (エ) 防災の日などに住民が要介護者や家族を訪問するなどして日頃からコミュニケーション

ンを図っておくこと。

(10) 救護体制の整備

要配慮者への情報伝達、避難あるいは救出などのため、地域の消防団、自主防災組織などによる自主的な救援体制の確立を図るものとする。

3 外国人に対する防災対策の充実

外国人は言葉の壁の問題などがあるので、市は、広報活動などにおいて外国語による広報などの実施に努め、防災マップにおける主要な施設名称や避難場所などの外国語の併記対応などを実施していくように努める。

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い、円滑な支援ができるよう、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語が十分に理解できない外国人のため、外国語による防災に関するパンフレットなどを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所などの様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスが受けられるように、市は、県及びえびの市国際交流協会などの関係機関や団体との連携を図りつつ、外国人相談窓口の開設や相談体制の整備に努める。

イ 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブックなど、各種広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活ができるよう、市は、住民との交流会の開催など様々な機会提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

第10 防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

市及び消防本部ならびに関係機関は、相互連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的及び継続的に実施するよう努める。また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、性別、年齢などにかかわらず、要配慮者など多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携するなど、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、

検証を行いつつ改善に努めるなどして、防災対策の充実強化を図るものとする。

1 県総合防災訓練の活用

市は、災害時の心構えと防災活動のあり方、各防災関係機関の協力体制の確立及び市防災計画などの検証、市民の防災意識の向上などを目的として、県が実施する総合防災訓練を活用する。

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備支援及び避難誘導、避難所の運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物の除去
- ク 緊急物資の輸送
- ケ 無線による被害情報の収集伝達
- コ 各関係機関の共同連携の要領
- サ その他、起こりうるあらゆる災害を想定した幅広い種目についての訓練

(2) 住民との連携

市は、自主防災組織や自治会、ボランティア組織及び要配慮者も含めた住民と連携した防災訓練を実施するよう努める。

2 個別防災訓練の実施

次の訓練については、県総合防災訓練などで実施するほか、市は必要に応じて消防本部ならびに関係機関と連携して、別途実施するよう努める。

(1) 水防訓練

水防訓練は、次の基準により水防訓練実施要領を定めて実施する。

- ア 訓練項目
 - (ア) 観測訓練（河川水位、雨量など）
 - (イ) 通報訓練（電話、無線、伝達）
 - (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
 - (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
 - (オ) 工法訓練（各水防工法）
 - (カ) 樋門など操作訓練
 - (キ) 避難、立退き訓練（危険区域居住者の避難）
 - (ク) その他、水防に関する訓練

イ 訓練実施時期

5月～7月の間に行うものとする。

(2) 消防訓練

消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施するものとする。

ア 学校教育

消防職員、消防団員の学校教育については、県消防学校において実施するものとする。

イ 一般教育

(ア) 消防教育については、次の事項について実施計画を定めて行うものとする。

- a 科目
- b 受講者
- c 受講期間

(イ) 消防訓練

- a 消防用機械器具操法訓練
- b 消防用機械操作放水訓練
- c 非常招集訓練
- d 人命救助訓練
- e 飛火警戒訓練
- f 通信連絡訓練
- g 破壊消防訓練
- h 出動訓練
- i その他必要な訓練

(3) 災害救助訓練

市は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自または関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出しなどの訓練を行う。

(4) 通信訓練

市は、災害時において円滑な関係機関相互の通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練などを行う。

なお、通信訓練については、災害が発生した場合に非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、宮崎県市町村防災行政無線運営協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づき実施する。

(5) 避難訓練

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難が行われるよう、住民の協力を得て災害のおそれのある地域及び自治公民館などで、人命の保護を目的とした避難訓練を実施する。

ア 市長、市教育委員会または小・中学校長は、その管理施設に係る避難訓練計画を定めて実施する。

イ えびの消防署長は、社会福祉施設（市において管理する施設を除く）、病院、旅館、娯楽

施設などの管理者に対し、避難計画の樹立、避難訓練の実施について指導、協力を行うものとする。

(6) 非常参集訓練及び市災害対策本部の設置運営訓練

市は、災害時における市職員の非常参集及び市災害対策本部の設置の迅速化と円滑化のため、非常参集訓練及び市災害対策本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報収集及び伝達活動が、迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された被害想定などに基づいた情報収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 総合防災訓練

市は、広域相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体との連絡体制を確立するため、県ならびに関係市町村と連携した総合防災訓練を実施するよう努める。

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施するものとする。

ア 訓練参加機関

- (ア) えびの市
- (イ) 国土交通省川内川河川事務所
- (ウ) 宮崎県小林土木事務所
- (エ) えびの警察署
- (オ) 消防本部
- (カ) えびの市消防団
- (キ) 各通信機関
- (ク) その他関係機関、団体

イ 訓練項目

- (ア) 消防訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 水防訓練
- (エ) 避難訓練
- (オ) 救出訓練
- (カ) 救護訓練
- (キ) その他必要な訓練

ウ 訓練実施時期

5月～7月の間に行うものとする。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場及びその他事業所などの消防法で定められる防火管理者は、消防法が定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的の実施するものとする。また、地域の一員として市、消防本部及び自主防災組織の行う防災訓練に積極的に参加し、各事業所の特性に応じた防災対策行動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織などにおける訓練

自主防災組織などは住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部などの指導のもと、地域の事業所とも協調し、定期的に組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者などの安全確保訓練などを主として行う。また、自主防災組織などからの指導や協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携して積極的に自主防災組織などの活動を支援するものとする。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時における行動の重要性にかんがみ、市は、防災訓練に際して要配慮者を含めた住民の参加を広く求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的かつ主体的な参加や防災についての家庭での話し合いの励行など、災害に備えた活動を継続的に実施するよう努める。

第11 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 火災予防指導

消防本部は、防火管理者及び各種団体などを対象として、次の事項について指導するものとする。

- ア 消防関係法規の周知徹底
- イ 防火管理者や施設の管理者が作成する消防計画の策定に関する指導または再検討
- ウ 防火対象物及び消火設備の自主検査の強化
- エ 自衛消防組織の結成促進
- オ 消防施設の整備促進

- カ 住宅などの住宅用火災警報器設置の普及
- キ 耐震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器、感震ブレーカー等の安全な機器の普及
- ク その他

2 火災予防査察

消防本部は、火災の発生・拡大を防止し、被害をより少なくするため、消防対象物の査察を次の事項により実施するものとする。

(1) 特殊建築物などに対する査察

- ア 学校、官公署
夏季休暇、年末の時期を利用し、防火構造、消火設備などを重点的に査察する。
- イ 旅館、娯楽施設
春の行楽期などにおける人出を考慮し、消火設備や避難設備などを重点的に査察する。
- ウ 商店、その他
年間立入り検査を通じ、消火設備、避難設備などを重点的に査察する。
- エ 危険物など関係施設
年間立入り検査を通じ、構造設備取扱要領などを重点的に査察する。

3 消防調査

消防調査は、消防機関が火災発生時に適切な防ぎょ活動ができるよう、次の事項について実施するものとする。

(1) 消防地理調査

地形、地物、道路、橋、川、建物その他火災防ぎょ上、注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

消火栓、貯水池、防火水槽、河川水、プールその他消防水利の状況

4 危険物火災予防

(1) 予防措置

消防本部は次の措置を講じ、危険物火災予防対策に万全を期するものとする。

- ア 法に規定する基準の維持
- イ 消防機関の法に基づく立入検査の実施
- ウ 大規模施設の自主的な保安対策の確立、保安員の設置、火災予防規程の作成及び自衛消防隊の整備強化
- エ 化学消防体制の強化及び相互応援協定締結の促進
- オ 特殊火災発生時における通報の徹底

(2) 危険物製造所などの状況

市における危険物製造所などの施設の状況については、別表1、別表2に示す。

別表1 危険物製造所などの状況

(単位：箇所)

貯 蔵 所						取 扱 所		計
屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	
2	17	1	12	13	0	24	10	79

(出典：えびの消防署内資料（令和2年4月1日現在）)

別表2 高圧ガス施設の状況

(単位：箇所)

高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容 器 検 査 所	計
一般高圧ガス	液化石油ガス	冷 凍	一般高圧ガス	液化石油ガス		
2	2	3	2	15	1	25

(出典：令和元年宮崎県地域防災計画（平成28年3月31日現在）)

5 文化財の火災予防

(1) 火災予防措置

市は、施設管理者に協力して次の措置を講じ、文化財の火災予防の徹底を図るものとする。

ア 管内文化財に対する防災計画の樹立を支援し、警察及び消防機関と常時連携を密にして火災予防の確立を期する。

イ 文化財の所有管理者に防災思想を啓発し、環境の整備を図るよう努める。

ウ 文化財の指定地内に居住する所有者に対しては、防火について十分注意するよう指導する。

(2) 文化財の現況

文化財の現況は次のとおりである。

表 えびの市の文化財一覧表

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	重要文化財	島内地下式横穴墓群出土品	島内	平成24年 9月 6日
	天然記念物	ノカイドウ自生地	えびの高原	大正12年 3月 7日
		薩摩鶏	東内堅	昭和18年 8月24日
		飯岳針葉樹林	えびの高原	昭和44年 8月22日
国登録	有形文化財	めがね橋（建造物）	下大河平	平成10年 9月 2日
		享保水路井堰	大河平	平成16年 3月 4日
		享保水路太鼓橋	大河平	〃
		霞巖橋	杉水流	〃
		大平落中橋	東原田	〃
		黒木家住宅（主屋）	大河平	平成16年 7月23日
		黒木家住宅座敷棟	〃	〃
		黒木家住宅台所棟	〃	〃
		黒木家住宅土蔵	〃	〃
県指定	史跡	榎田関跡	牧之原	昭和 8年12月 5日
		真幸村古墳	上島内	〃
		飯野村古墳	駅前	昭和10年 7月 2日
		小木原古墳	西上江	〃
		木崎原古戦場跡	池島	昭和10年 3月26日
	天然記念物	イチョウ	飯野町	昭和10年 7月 2日
	有形文化財	板碑	東川北	昭和40年 8月 7日
	無形民俗文化財	牛越祭り	西川北	平成 4年 3月21日
		香取神社・天宮神社打植祭	今西・田代	平成13年 5月 7日
市指定	史跡	鶴寿丸の墓	加久藤麓	昭和45年 2月20日
		狗留孫神社関係遺跡	下大河平	昭和49年 1月24日
		長善寺住職墓石群	飯野麓	〃
		満足寺跡	白鳥	〃
		加久藤城跡	加久藤麓	〃
		飯野城跡	飯野麓	昭和49年 9月 4日
		剣大明神社遺跡	〃	昭和60年 3月11日
		三徳院	栗下	〃
		小木原古墳	上江	平成21年 3月 6日
	天然記念物	香取神社なぎ大樹	今西	昭和49年 1月24日
		永田家のイヌマキ大樹	西長江浦上	〃
		荒神堂タブ大樹	京町	〃
	有形文化財（建造物）	白鳥神社（建造物）	白鳥	昭和45年 2月20日
		菅原神社本殿（建造物）	西川北	〃
	有形文化財（美術工芸品）	大河平屋敷絵図	上大河平	昭和60年 3月11日
		高牟礼文書	下浦	〃
		菅原神社仁王像	水流	平成 7年 7月17日
		飯野出張所前石敢當	飯野麓	〃
		中内堅梅木 田の神像	中内堅	平成15年 9月11日
		山形勉家 田の神像	中原田	〃
		宗江院墓石群	飯野麓	平成17年 7月 6日
		梵字供養塔	西川北	平成22年 6月14日
	有形民族文化財	菅原神社神面	西川北	昭和49年 1月24日
		前田村御検地竿次帳	前田	〃
		池島村御検地竿次帳	池島	〃
		大戸諏訪神社絵巻物	大明司	〃

（出典：えびの市庁内資料（平成24年12月末時点））

6 林野火災予防

市は、林野火災の予防、警戒のため、林野火災に関する消防体制の確立に努めるとともに、特に、次の事項についての的確に指導または啓発し、森林火災の未然防止に努める。

(1) 啓発活動

市は、予防標識などの設置により、入山者及び林野周辺の住民に対する火災予防措置の周知徹底を図るとともに、広報活動などにより市民の林野火災防止の意識向上に努めるものとする。

(2) 林野火入れなどの指導監督

林野地域における火入れなどに対しては、森林法（昭和26年法律第249号）などに基づく規制を徹底するとともに、特に、火災警報の発令時または強風もしくは乾燥時における火気取り扱いについて、指導や監督を強化するものとする。

(3) 防火施設整備の指導監督

延焼防止のため、防火線、防火帯林、防火管理道などの防火施設の整備について、指導や監督を強化するものとする。

(4) 消防用資機材の整備

林野火災用の防火水槽、可搬式ポンプ及び可搬式散水装置などの消防用資機材の整備については、林野火災の危険度が高く、集落への延焼が想定される地区から重点的、計画的に整備を図るものとする。

(5) 空中消火体制の強化

広域、大規模な火災については、ヘリコプターによる空中消火が効果的な消火戦術となることから、空中消火資機材及び消火薬剤を保有する機関と協力して、空中消火体制の確立を図るものとする。

なお、自衛隊の派遣要請については、第2編第2章第5節第3「自衛隊の災害派遣要請計画」に基づき行うものとする。

7 大規模な震災時における火災予防対策

市及び消防本部は、大規模な震災時に予想される同時多発火災または特殊火災を未然に防止するため、次の事項について指導または措置を講じる火災予防対策に万全を期するものとする。

(1) 住民に対する啓発

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、広報紙及び市防災行政無線などによる啓発
- イ 応急措置などの訓練実施による啓発

(2) 消防施設の整備拡充

- ア 消防用水利の耐震性の強化
- イ 通信施設の無線化などによる情報収集及び伝達系統の整備

(3) 危険物施設整備の指導

- ア 危険物の種類や性質に応じた緊急措置の指導

- イ 危険物の流出などを防止するための施設設置の指導
- ウ 現有施設の改善検討または更新の指導

8 火災予防運動の実施

毎年実施される秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、宮崎県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）及び春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）などを通じ、市は、火災予防のための諸行事を開催あるいは協賛し、広く住民に対する火災予防思想の普及及び意識高揚に努めるものとする。

(参考) 表 えびの市消防団の主な年間行事

行 事 名	実 施 月	場 所	内 容
消防団入退団式	4 月	永山河川敷運動公園	新規入団者への辞令交付及び器具等使用に関する基礎訓練
川内川上流地区 水防団演習	5 月(隔年)	川内川上流市町の地域での開催(輪番制) (えびの市・伊佐市・湧水町)	出水期に備えた水防活動の有機的連携の保持と能率向上ならびに水防思想の普及や水防体制の整備強化、水防技術の向上を図る (川内川流域を上流または下流地域に分け、隔年ごとに水防演習を実施)
夏季移動消防学校	5 月もしくは 6 月	永山河川敷運動公園	消防機器取り扱いの習熟を目的とした講習・訓練
夏季点検・操法大会	7 月	市内	消防技術の向上を目的とした消防操法競技大会(小型ポンプ、積載車、ポンプ車の3部門に32部が出場。)
西諸支部 消防操法大会	7 月	支部事務局のある市町での開催	西諸地区における消防操法競技大会
宮崎県 消防操法大会	8 月(隔年)	宮崎県消防学校	各支部代表部による県消防操法競技大会
秋季火災予防運動に伴う防火訓練	11 月	市内	火災の発生しやすい時期に備えて分団ごとに訓練を実施
独居高齢者宅訪問	火災予防運動 期間中	市内	独居高齢者宅を訪問し、火災予防等の啓発活動
秋季移動消防学校	11 月	小林市消防団 訓練広場	消防機器取り扱いの習熟を目的とした講習・訓練
消防機庫・詰所 点検	12 月	市内 各消防団詰所	消防団詰所の管理状況、消防施設及び資機材の管理状況の点検
普通救命講習会	12 月	市役所会議室	初期の応急措置の救命講習
年末防火警戒	12 月中旬 ～下旬	市内全域	火災予防のための夜間警戒活動
年始防火警戒	1 月上旬 ～2 月上旬	市内全域	火災予防のための夜間警戒活動
消防出初式	1 月	湯田橋下流河川敷	団員の表彰、消防備品の点検、一斉放水等
春季火災予防運動に伴う防火訓練	3 月	市内	分団ごとの中継訓練等
独居高齢者宅訪問	火災予防運動 期間中	市内	独居高齢者宅を訪問し、火災予防等の啓発活動(女性消防団)
宮崎県消防大会	3 月	宮崎市	消防団活動に関する表彰・意見発表・ラッパ隊フェスティバル等

(出典：えびの市庁内資料)

第12 災害復旧・復興への備え

災害発生後に迅速かつ円滑な復旧・復興活動を行うため、市は、平常時から復旧・復興時に重要となるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1 各種データの保存・整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、公共施設や地下埋設物などの情報ならびに測量図面などのデータが必要となる。市はこれらのデータが、災害により消失しないようバックアップが可能な体制の整備を行う。また、あらかじめ重要な所管施設の構造物、基礎地盤状況などの資料を整備しておくとともに、資料の被災による棄損や消失を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 防災資機材などの備蓄

災害発生直後に必要となる物資などの備蓄を計画的に推進するため、市は次の事項に留意し、これらの公的備蓄などに努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、備蓄計画においては在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

(1) 備蓄方法

ア 避難所などの防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平常時の物資流通体系が混乱することから、市は避難所、公共施設、備蓄倉庫などでの公的備蓄に努める。

なお、備蓄に際しては地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

イ 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、市は必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定の締結にあたっては、対象品目、具体的な連絡手段や業者による輸送方法などについても規定しておくものとする。

(2) 物資の内容

市は、被災世帯に一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案のうえ、世帯ごとに日常生活を応急的に支援するように物資を供給する。

なお、物資の供給は、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者などの要配慮者に配慮した物資供給について配慮する。

(3) 各家庭や職場での物資などの備蓄

市は、住民が各家庭や職場において、平常時から3日分の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会などを通じて啓発する。

(4) 市災害対策本部の要員分の備蓄

市災害対策本部要員の必要分は、各自で準備するものとし、3日分程度の食料を日常的に準備しておくものとする。

第3節 市民の防災活動の促進

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	全部署
--------	-----

第1 防災知識の普及

大規模災害は広域にわたり、人的被害はもとより建物などの倒壊、同時多発火災、交通混乱の発生など、多様かつ甚大な被害をもたらすため、行政の的確な対応に加え、住民や事業所などの自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

市は、自らの防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて市民への防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

1 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」に加え、「家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮」する必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

(1) 普及事項

- ア 気象災害の内容及び災害の予報・警報に関すること
- イ 過去の災害や災害教訓・伝承などの紹介
- ウ 災害時における心得
- エ その他必要な事項

(2) 普及方法

- ア 広報紙その他、市で発行する刊行物による普及
- イ 防災訓練、防災講座、出前講座などによる普及
- ウ 自然災害伝承碑の活用などその他の方法による普及

2 普及・啓発活動

(1) 火災予防運動

市は、春秋2回の火災予防運動を通じ、各機関、団体などの協力を得て、火災予防知識の普及を図る。

(2) 流域治水の取組への参加

市は、川内川水系流域治水協議会など「川内川水系流域治水の取組」、県・土木事務所「河川パートナーシップ事業」及び川内川河川事務所「川内川水防合同巡視」を通じ、川内川水害に強い地域づくりを推進するための普及を図る。

3 重点的な普及活動の実施

5月第4日曜日の「宮崎県防災の日」、8月26日の「火山防災の日」、7月6日の「真幸山津波の日」、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の「津波防災の日」、1月15日～21日の「防災とボランティア週間」及び2月21日の「えびの地震の日」などを活用し、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加したイベント等の実施により、重点的な普及活動を行う。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(1) えびの地震（1968.2.21）記念碑

京町温泉駅（えびの市向江）

幣田（ひえだ）神社（えびの市柳水流）

(2) 真幸山津波（1972.7.6）山津波記念石

真幸駅（えびの市内堅）

5 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

市は、児童生徒に対してあらゆる教育活動の機会を通じ、防災知識の普及に努めるものとする。

ア 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校及び高等学校などにおいては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発や防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、東日本大震災などの大規模災害の教訓や伝承、災害時の自らの安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害発生のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては体験的な学習方式を重視するものとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるように、避難訓練の充実に努める。

この他、学校における消防団員、防災士、自主防災組織が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため、市教育委員会は、指導のための手引書などの作成や配布及び心肺蘇生法などの研修会などを通じた指導者の資質向上を図る。

(2) 社会教育

市は、社会教育活動の中における研修や集会などの機会を通じて、必要に応じ防災知識の普及に努める。

6 インターネットなどによる防災情報の発信

(1) 市の避難施設など

市ホームページには、風水害あるいは地震発生時などの市の避難施設として、第2編第1章第2節第6「2. 避難場所、避難路の確保」に示す指定避難所や避難場所が掲載されている。

※（参考）URL <https://www.city.ebino.lg.jp/>

(2) 防災情報などの提供

国土交通省九州整備局では、水防警報、洪水予報、道路通行規制などの発表を行っており、市はそれらの情報の有効活用を図る必要がある。また、県では雨量・河川水位観測情報、洪水予報発表情報、道路通行規制などの発表しており、これらの情報も同様に有効活用を図っていく必要がある。

特に、国土交通省九州整備局及び県は、登録制のメールサービスを提供しており、防災情報（避難指示等に関する支援情報）、気象情報（地震、火山、台風、注意報・警報の情報）などの情報をリアルタイムで把握できる。

市は、こうした関係機関による各種インターネットサービスを活用しつつ、迅速な防災対応を行うよう努める。また、防災情報の利活用については、次のアドレス（URL）を必要に応じて携帯電話などに登録することを推奨するなどして、迅速な防災対応ツールとして活用を図る。

（参考）国土交通省や県が提供している防災に関するインターネット情報

【国土交通省九州整備局】

①防災情報

URL https://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/（インターネット）

②川の防災情報

URL <https://www.river.go.jp/>（インターネット）

<https://i.river.go.jp/>（携帯電話 i モード対応機種のみ）

【宮崎県】

①雨量・河川水位観測情報

URL <https://kasen.pref.miyazaki.jp/>（インターネット）

②洪水予報発表情報

URL <https://kasen.pref.miyazaki.jp/bousai/>

[main.html?fnm=openCameraMap&no=15&no2=0](https://kasen.pref.miyazaki.jp/bousai/main.html?fnm=openCameraMap&no=15&no2=0)（インターネット）

③道路規制情報

URL <https://roadi.pref.miyazaki.lg.jp/roadinfo/public/>（インターネット）

④宮崎県防災・防犯情報メールサービス

URL https://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/kiki/bousai_mail/index.html
（インターネットメール・携帯電話メール）

7 防災要員に対する教育

（１）市職員に対する防災教育

災害時に応急対策を実施する市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、市は次のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動あるいは応急復旧活動などの現場活動に従事する市職員に対しては、現場での活動内容を示した応急対策マニュアルなどを活用することにより対策方法などの周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者あるいは被災自治体の担当者などを講師として招き、防災に関する研修会や講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者などの教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物などを取り扱う施設や観光地など不特定多数の者が出入りする施設などを指し、これらの施設は災害発生時において火災による延焼や避難者の混乱（パニック）が発生する危険性が高い要素をもつ。

市は、消防本部と連携して、これら施設の管理者に対して社会的責任の重大さを認識させるなどして、救出・救助訓練や消火訓練及び避難訓練などの継続的な実施を次のように指導し、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を促進するよう努める。

ア 防火管理者などに対する技能講習を含む講習会を実施するなどして、事業所などの災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自あるいは地域単位での随時訓練及び講習会などを通じ、災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者などの自主的な研究会を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導などの必要な事項を盛り込んだパンフレットなどを配布し、防災意識の高揚を図る。

8 観光客などへの広報

市は、市の地理に慣れていない観光客などに対して、宿泊施設や観光施設などに防災マップや防災チラシなどを常備するなどして、避難対象地区や避難地、避難路などについて広報を行うよう努める。

9 相談窓口の設置

市は、住民などからの防災対策に関する相談を受けるための窓口を設置するよう努めるとともに、その周知徹底を図る。

第2 自主防災組織などの育成強化

大規模な災害に立ち向かうためには、行政による対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、市は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、組織の活性化や訓練実施を促し、自主防災組織などの育成強化に努める。また、その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 組織力の向上と活動支援

(1) 自主防災組織との連携

ア 自主防災組織の整備

市は、既存の自主防災組織の支援を積極的に行っていく。また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて相互連携を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成などを通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- (ア) 災害時要配慮者を含めた住民のコミュニティの醸成
- (イ) 日頃の備え及び災害時の的確な行動などに関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護などの防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品などの防災用資機材の整備・点検など
- (オ) 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知など

[発災時]

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 要配慮者の安全確保など

(2) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対して資機材の整備などについて支援するよう努める。

資機材については、コミュニティ助成事業や県の助成事業などを活用し、市民が緊急時の救助に使用する資機材の調達を図り、自主防災組織単位で配備する。

(参考) コミュニティ防災資機材など

(コミュニティ防災資機材など整備事業における資機材)

- ①初期消火資機材： 可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材
- ②救助用資機材： 携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
- ③救護用資機材： ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、その他救護活動に必要な資機材
- ④訓練用資機材： ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練活動に必要な資機材

(3) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修などに努め、自主防災組織の活性化を図る。

2 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、災害が発生した場合に、市と連携して、災害を防止、軽減するために地域住民、事業所などと共同して、地域の防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

市は、地区防災計画について提案があった場合、本計画との整合性を確認し、防災会議に諮り本計画に規定する。

3 訓練の実施による災害対応力の強化

自主防災組織などは、第2編第1章第2節第10「3. (2) 自主防災組織などにおける訓練」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

4 事業所防災活動の推進

(1) 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所の防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として地域の自主防災組織と相互に協力及び連携できる体制を整備する。特に事業所においては、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練などへの積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院など多数の人が出入りする施設の管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備などの点検及び整備などを行うこととなっている。市は、消防本部と連携して出火の防止、初期消火体制の強化などについて研修会などを通じて指導していくよう努めるものとする。

(3) 危険物などの施設及び高圧ガス関係事業者などの防災組織

危険物などの施設は、災害が発生した場合には、周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設の管理者は事業所の自主防災体制の強化及び関係機関の相互応援体制を確立するものとする。

第3 ボランティアの環境整備

市は、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進のためにボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においても災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

1 災害ボランティアの活動拠点づくり

（1）拠点づくり

災害ボランティア活動促進の中核として、えびの市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの活用を図るとともに、市民が身近なところでボランティア活動についての相談や支援が受けられるよう、市は災害ボランティアの活動拠点づくりを進める。

（2）担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、市は、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部署が担当窓口となり調整を行う。また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携について協議を行う連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

えびの市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

2 ボランティアの養成・登録など

（1）災害ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

市は、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、平時から民生委員・児童委員、社会福祉施設、NPO、企業、学校等との関係づくりに努め、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練を行うなど、災害時の支援や対応について研修を実施する。

災害時におけるボランティアセンターが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者のニーズ調査
- イ 被災者やボランティアからの相談受付
- ウ 要配慮者への支援
- エ 被災者やボランティアに対する情報提供
- オ 各関係機関・団体との連絡・調整

（２） ボランティアリーダーなどの養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員及び社会福祉施設などがボランティア活動の中核となることが期待されるため、市は、日本赤十字社宮崎県支部と連携して、地域のボランティアリーダーなどの養成・研修を実施する。また、市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学などとのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

（３） 学校におけるボランティアの育成

災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中でボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方などについて指導しておくものとする。その活動内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布などが考えられる。市及び市教育委員会は、それぞれの学校の実態や個々の能力にも配慮しながら児童生徒が主体的にボランティア活動に参加できるよう、その教育内容について検討に努める。

3 ボランティアの活動環境の整備

（１） ボランティア活動の普及・啓発

市及びえびの市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に市民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から市民・企業などに対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

（２） ボランティアの活動拠点などの整備

市及びえびの市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコンなど通信機器などの資機材の整備を進める。

（３） 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県及びえびの市社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

4 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模災害の発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法などの発生、二次災害のおそれのある災害危険箇所の散在、高齢者・身体障がい者の安否その他事件・事故などの頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定される。

市は、平常時から災害危険箇所の点検、独居老人などの訪問活動、暗がりでの安全パトロール活動及び事件・事故などの情報提供活動を実施する地域安全ボランティア活動への協力ならびにこれらの活動を支援する体制を、防犯協会や警察あるいはえびの市社会福祉協議会と一体となって構築するよう努める。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

市は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、えびの市社会福祉協議会と協働して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を予防し、応急的救助または災者の保護などの応急対策の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第1節 活動体制の確立

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部
--------	-------

第1 市情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、基地・防災対策課長を本部長とする市情報連絡本部を設置し、基地・防災対策課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

1 市情報連絡本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

市情報連絡本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設 置 の 基 準
市情報連絡 本 部	風 水 害 等	○大雨警報・洪水警報、大雪警報が発表された場合 ○河川の水位がはん濫注意水位に到達した場合 ○その他必要と認めるとき。
	地 震	○震度4の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
	火山噴火	○霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合
	事 故	○大規模事故災害発生の情報があった場合

(2) 解散基準

市情報連絡本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種別	解 散 の 基 準
市情報連絡 本 部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○市災害警戒本部体制に移行したとき

2 市情報連絡本部の所掌事務

- ア 気象情報などの収集及び市民への伝達に関すること。
- イ 災害に関する情報の収集及び市民への伝達に関すること。

- ウ 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
エ その他本部長が必要と認めること。

3 市情報連絡本部の設置場所

市情報連絡本部は、市役所基地・防災対策課に設置するものとする。

4 市情報連絡本部の構成

本 部 長	本 部 員
基地・防災対策課長	基地・防災対策課職員

第2 市災害警戒本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するまでに至らないときには、副市長を本部長とする市災害警戒本部を設置し、災害に関する情報収集ならびに関係機関との連絡調整や必要な応急措置をとるなど、防災対策を推進する。

- ア 市災害警戒本部の組織及び運営については、市防災計画の定めるところによる。
イ 市災害警戒本部は、防災関係機関などと緊密な連携を保ち、防災対策に万全を期するものとする。
ウ 市災害警戒本部を設置するまでに至らない災害対策にあつては、平常時における市の組織をもって対処する。基地・防災対策課長は、基地・防災対策課内に市情報連絡本部を設置して情報収集にあたるものとする。

1 市災害警戒本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

市災害警戒本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設 置 の 基 準
市 災 害 警 戒 本 部	風 水 害 等	○台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○河川がはん濫注意水位を超え、なお水位が上昇するがおそれあるとき。 ○土砂災害警戒情報、特別警報（大雨以外）が発表され被害のおそれがある場合
	地 震	○震度5弱の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合
	火山噴火	○霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合
	事 故	○大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合

(2) 解散基準

市災害警戒本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種	解 散 の 基 準
市 災 害 警戒本部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○市災害対策本部体制に移行したとき

2 市警戒本部の役割

市警戒本部の主な役割は、市災害対策本部の主な役割を準用する。

※本編2-62(2)の市災害対策本部会議の主な役割を参照

3 市災害警戒本部の所掌事務

- ア 気象情報などの収集及び市民への伝達に関すること。
- イ 災害に関する情報の収集及び市民への伝達に関すること。
- ウ 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 市災害対策本部設置の準備に関すること。
- オ その他必要に応じて市災害対策本部の分掌事務を準用する。

※本編2-65～2-69市災害対策本部組織における分掌事務参照

4 市災害警戒本部の構成

構 成	担 当	職 務
本部長	副市長	市災害警戒本部が設置されたときには、副本部長、本部員に通知するとともに、市災害警戒本部の事務を総括し、予想される災害に対する警戒体制について、指示または要請をする。
副本部長	教育長	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代行する。
防災監	基地・防災対策課長	防災監は本部長の命を受け、防災監の事務を掌理し、本部長、副本部長と各災害対策部との連絡調整ならびに市災害対策本部設置などの判断を行う。
総務対策部長 企画対策部長 民生対策部長 経済対策部長 土木対策部長 文教対策部長 水防・消防対策部長	総務課長 企画課長 福祉課長 畜産農政課長 建設課長 学校教育課長 消防団長 ※その他本部長が必要と認める者	各対策部長以下は、当該職員をして、市災害警戒要員として警戒任務にあたるなど、災害対策に必要な措置を講じるものとする。 また、警戒要員は市災害警戒本部と各災害対策部との連絡を密にし、必要な事務に従事するものとする。

各対策部長不在時は、副部長で対応する。

第3 市災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、災害に関する情報収集ならびに関係機関への連絡調整を図るとともに、本部会議を開催して迅速かつ的確な災害対策を推進する。

1 市災害対策本部の設置及び解散基準

本部長は、災害対策を推進するため、必要があると認めるときには、市災害対策本部を設置し、また災害のおそれが無くなった場合においては解散する。

(1) 市災害対策本部の設置基準

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ア 市の地域に大規模な災害の発生が予想され、その応急対策を要すると認められるとき。
- イ 市の地域に災害が発生し、その規模及び範囲からみて、応急対策を要すると認められるとき。
- ウ 県災害対策本部が設置されたとき。ただし、市の地域に応急対策の必要がないと認められるときは、設置しないものとする。

(2) 設置基準

市災害対策本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設 置 の 基 準
市 災 害 対 策 本 部	風 水 害 等	○台風の接近により市域の一部または全部が暴風域に入ることが見込まれ、さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○大雨・大雪などにより災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合 ○河川の水位が避難判断水位に達し、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき。
	地 震	○震度5強以上の地震が発生した場合
	火山噴火	○霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合
	事 故	○大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合

(3) 解散基準

市災害対策本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種別	解 散 の 基 準
市 災 害 対 策 本 部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害応急対策が終了したとき ○災害発生 of 危険性が軽減し、市災害警戒本部または市情報連絡本部の体制に移行したとき

えびの市災害対策本部

2 本部の標識

(1) 本部の標識

本部に掲示する標識は、右記のとおりとする。

(2) 本部員の標識

災害応急措置に従事する市職員は、腕章をつけるものとする。

腕章は、白色ビニール、文字は赤とする。

3 組織、分掌事務

災害対策に対処するために必要な組織及び分掌事務については、えびの市災害対策本部条例（昭和 42 年えびの町条例第 17 号）及びえびの市災害対策本部規程（昭和 42 年えびの町訓令第 3 号）に定めるとおりとする。

(1) 市災害対策本部の組織など

市災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。また、構成については、別図「えびの市災害対策本部組織図（第 4 条・第 5 条関係）」のとおりとし、各災害対策部の所掌すべき事務については別表のとおりとする。

(2) 市災害対策本部会議

市災害対策本部会議は、本部長、副本部長、防災監及び各災害対策部長、副部長をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。また、本部長は市災害対策本部の立ち上げと同時に市災害対策本部会議を招集し、応急対策に関する重要事項について協議する。

なお、市災害対策本部会議の主な役割は次のとおりとする。

ア 配備体制の決定

イ 各災害対策部、または各班の活動調整

ウ 避難指示等の発令などに係る意思決定。ただし、緊急を要する場合は、本部長、副本部長及び防災監の協議により意思決定できるものとする。

エ 関係機関との活動調整

オ 県または関係機関への応援要請に係る意思決定

カ 住民への広報事項の決定

4 市災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の設置場所

本部長は、市災害対策本部を市役所3階（AB会議室）に設置する。ただし、緊急を要し、やむを得ない場合には市が所管する他の施設などに設置する。

(2) 市災害対策本部への部外者立ち入り禁止措置

本部長は災害対策を遂行するうえで、必要であると認めるときは、市災害対策本部への部外者の立ち入りを禁止する。

(3) 県危機管理局や関係機関への通知

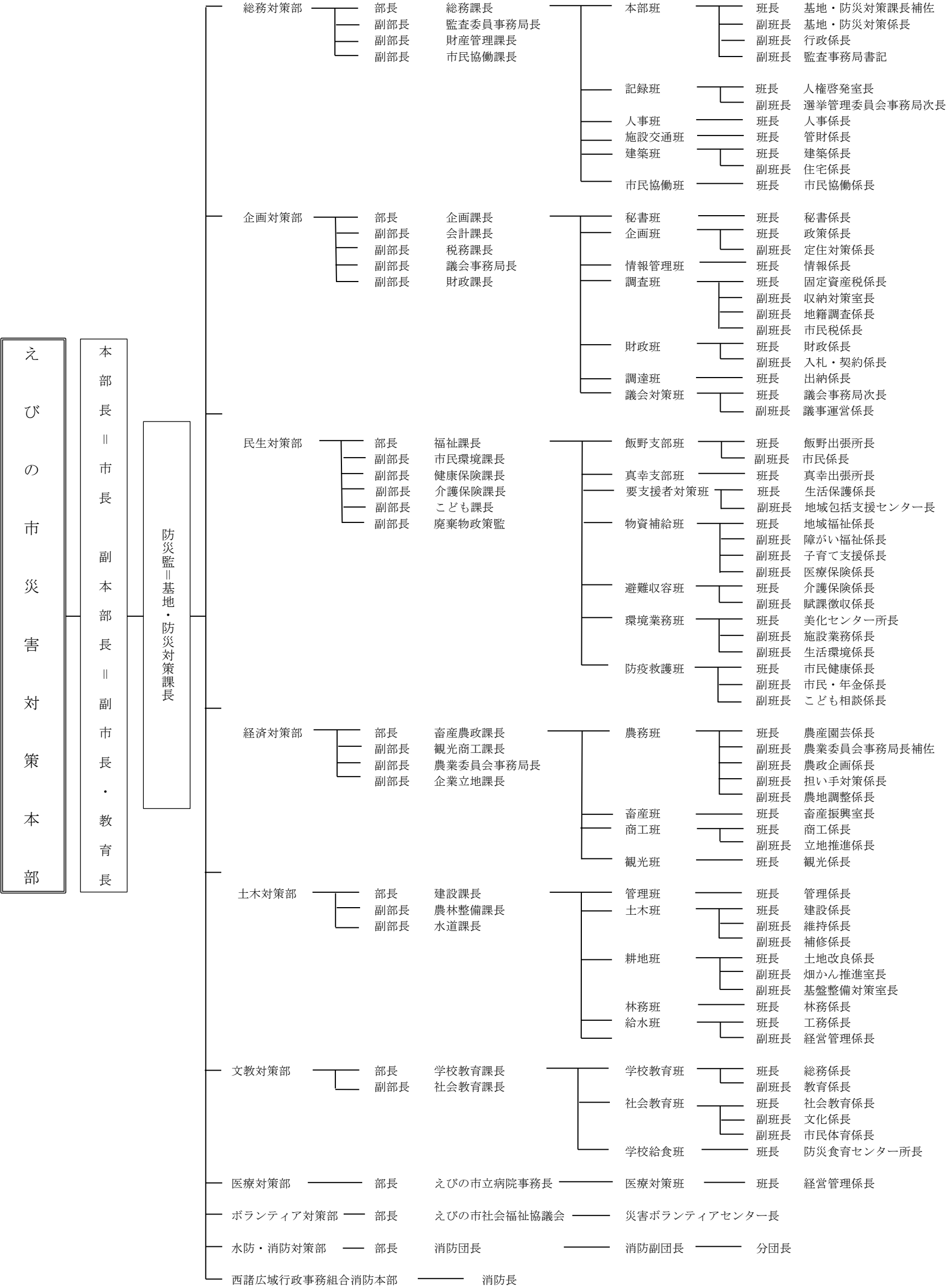
市災害対策本部を設置した場合には、本部長は速やかに県危機管理局や関係機関に対して市災害対策本部を設置した旨を通知するものとする。

(4) 市災害対策本部の代替機能の確保

市災害対策本部が被災した場合等、市災害対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、市災害対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

〔第1順位〕文化センター

〔第2順位〕防災食育センター



えびの市災害対策本部組織図(第4条・第5条関係)

表 市災害対策本部組織における分掌事務（1/4）

部 等		分 掌 事 務
防災監		1 本部長、副本部長との連絡調整に関すること。 2 各対策部との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 4 避難指示等の判断に関すること。 5 国・県災害対策本部との連絡調整に関すること。 6 自衛隊の災害派遣に関すること。 7 本部会議に関すること。
部名	班 名	分 掌 事 務
総 務 対 策 部	本部班	1 本部の庶務に関すること。 2 臨時市民相談所の開設に伴う関係機関との調整に関すること。 3 被害状況の収集及び報告（県・防災関係機関）に関すること。 4 避難指示等の伝達に関すること。 5 気象情報等の把握及び伝達に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 非常無線通信に関すること。 8 自主防災組織の防災活動支援に関すること。
	記録班	1 災害記録の編集及び保存に関すること。 2 災害情報の集約に関すること。
	人事班	1 各対策部間の応援動員に関すること。 2 職員の勤務及び給食ならびに被災職員の調査に関すること。 3 職員の公務災害補償等に関すること。 4 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関すること。 5 他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関すること。 6 総務対策部記録班の応援に関すること。
	施設交通班	1 本部に必要な施設の整備に関すること。 2 総務対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 3 市有財産（財産管理課所管）の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 災害時の車両の確保及び配車・輸送に関すること。 5 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 6 来庁者に対する避難誘導に関すること。 7 本庁庁舎内外の警備に関すること。
	建築班	1 市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 市有施設（建築物）の応急対策及び復旧に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 罹災者の市営住宅への入居に関すること。 5 家屋の相談に関すること。 6 災害救助法に係る二次調査に関すること。 7 被災宅地危険度判定に関すること。 8 被災建築物応急危険度判定に関すること。
	市民協働班	1 自主防災組織（自治会長）との連絡調整（情報収集・伝達）に関すること。 2 地域の被害情報等について関係課への情報伝達に関すること。 3 地区コミュニティセンター等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 災害時におけるボランティアの受入れ・調整に関すること。 5 ボランティア対策部との連絡調整に関すること。 6 災害初動時における部外及び部内の応援に関すること。

（出典：えびの市災害対策本部規程 別表第2（第7条関係）（令和4年3月25日現在））

表 市災害対策本部組織における分掌事務（2/4）

部名	班 名	分 掌 事 務
企 画 対 策 部	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞い者の接遇に関すること。 3 その他、本部長の特命に関すること。
	企画班	1 企画対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 災害応急対策の企画に関すること。 3 電気・通信機関及び交通機関との連絡調整（被害情報・復旧情報など）に関すること。 4 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること。 5 復興計画に関すること。 6 政府、国会、県等への要望、陳情等に関すること。
	情報管理班	1 住民情報システムの保護、点検及び稼働に関すること。 2 災害対策に必要な情報システムの確保・設定に関すること。 3 防災情報、避難情報などの広報に関すること。
	調査班	1 住宅の被害調査に関すること。 2 被災家屋及び土地台帳の調査に関すること。 3 罹災者に対する市税措置に関すること。 4 罹災証明書の発行に関すること。
	財政班	1 災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。 2 災害関係経費の収支に関すること。
	調達班	1 義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること。 2 指定金融機関等の稼働状況の把握・調整に関すること。
	議会対策班	1 市議会、議員に対する情報共有に関すること。
民 生 対 策 部	飯野支部班	1 本部及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 本部からの指示された事項
	真幸支部班	1 本部及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 本部からの指示された事項
	要支援者対策班	1 一人暮らしの高齢者、寝たきりの者、認知症のある者、障がい者等の世帯で援護を必要とする者の移住状況の把握及び避難誘導並びに介助支援に関すること。 2 要配慮者世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 3 災害救助法の適用に伴う諸関係手続き、処理等に関すること。 4 死体の収容及び埋火葬に関すること。
	物資補給班	1 民生対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 社会福祉施設等の被害報告に関すること。 3 被災者に対する炊き出しに関すること。 4 緊急食糧及び生活必需品等（救助物資）の受付・配分に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 物資の保管及び義援金品の配分に関すること。 7 災害見舞金品の支給に関すること。

（出典：えびの市災害対策本部規程 別表第2（第7条関係）（令和4年3月25日現在））

表 市災害対策本部組織における分掌事務（3/4）

部名	班 名	分 掌 事 務
民 生 対 策 部	避難収容班	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 被災者の収容及び介助に関すること。 3 本部との連絡に関すること。
	環境業務班	1 応急仮設トイレの設置及びし尿の処置に関すること。 2 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。
	防疫救護班	1 被災地、避難所等の防疫に関すること。 2 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 3 西諸医師会など医療機関、保健所との連絡調整に関すること。 4 妊産婦の対応に関すること。 5 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 6 被災地域及び避難所等における伝染病の予防及び調査に関すること。 7 被災者の健康相談・訪問に関すること。 8 人的被害の調査及び死亡者の確認に関すること。
経 済 対 策 部	農務班	1 経済対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 水産物及び養殖施設等の被害調査に関すること。 4 被災農家等の経営指導及び金融措置に関すること。
	畜産班	1 家畜の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 3 災害に関連した失業者の対策に関すること。
	観光班	1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。
土 木 対 策 部	管理班	1 土木対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 雨量及び水位の情報収集に関すること。 3 応急対策資機材等の調達、確保に関すること。
	土木班	1 道路、橋梁、公園、緑地、河川、堤防、砂防、街路樹等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急対策に必要な作業員の確保に関すること。
	耕地班	1 農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	林務班	1 林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 山林、林道、林道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 市有財産（農林整備課所管）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	給水班	1 給水施設の応急対策及び給水に関すること。 2 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 簡易水道の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 水道応急資機材等の調達及び確保に関すること。

（出典：えびの市災害対策本部規程 別表第2（第7条関係）（令和4年3月25日現在））

表 市災害対策本部組織における分掌事務（4/4）

部名	班 名	分 掌 事 務
文教対策部	学校教育班	1 教職員の動員に関すること。
		2 児童生徒の事故処理及び避難誘導に関すること。
		3 学校施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		4 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。
		5 被災学校の保健衛生に関すること。
		6 通学路の被害調査に関すること。
		7 被災学校の応急教育に関すること。
		8 被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達あっせんに関すること。
		9 教職員住宅の被害調査及び復旧に関すること。
	社会教育班	1 施設利用者の避難誘導に関すること。
		2 社会教育施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		3 文化財等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	学校給食班	1 体育施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		1 災害時の学校給食に関すること。
		2 大規模災害の被災者に対する炊き出しに関すること（施設提供）。
医療対策部	医療対策班 （えびの市立病院）	3 防災食育センターの被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		1 民生対策部防疫救護班との連絡調整及び連携に関すること。
		2 救急医療に関すること。
		3 市立病院の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		4 外来及び入院患者の避難誘導に関すること。
ボランティア対策部 （社会福祉協議会）		5 災害時の医療支援・連携に関すること。
		1 ボランティア団体への協力要請受け入れに関すること。
水防・消防対策部 （えびの市消防団）		2 総務対策部市民協働班との連絡調整に関すること。
		1 総務対策部本部班との連絡調整に関すること。
		2 団員の招集、警戒警備及び配置に関すること。
		3 地域住民の避難誘導及び被災者の救助並びに人身の保護に関すること。
		4 財産の保護に関すること。
西諸広域行政事務組合 消防本部		5 その他、水防、消防に関すること。
		1 災害発生時の救急・救助に関すること。
		2 防災ヘリ・ドクターヘリの要請等連絡調整に関すること。
		3 被害状況の情報収集に関すること。
		4 住民の避難誘導及び保護に関すること。
		5 応急救護所の設置運営に関すること。

※ 各対策部の班員であっても、対策部（副）長の指示により別の班での活動をする場合もある。

※ 班に属さない職員にあっては、各対策部（副）長の指示により行動すること。

（出典：えびの市災害対策本部規程 別表第2（第7条関係）（令和4年3月25日現在））

5 市災害対策本部設置の通知及び公表

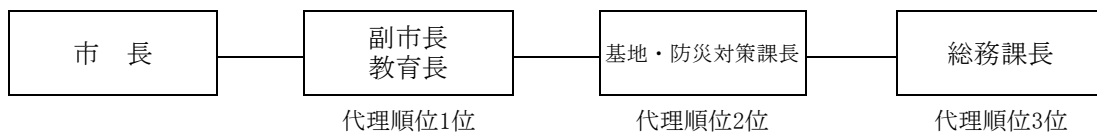
市災害対策本部を市役所に設置したときは、「えびの市災害対策本部」の標識を表示し、次の要領により通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知または公表先	担当班	通知または公表方法
本部構成員	総務対策部本部班	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
各災害対策部		電話、その他迅速な方法で通知
関係機関		電話、その他迅速な方法で通知
県（危機管理局など）		電話、その他迅速な方法で通知
住民など		報道機関を通じて公表

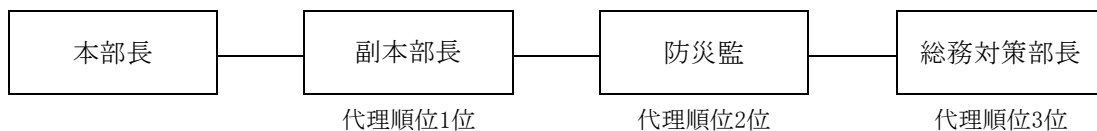
6 意思決定権者の代理順位

市災害対策本部などの設置にあたり、意思決定権者（本部長）が不在または連絡不能であり、特に緊急に意思決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者に代わり意思決定を行う。

（1）市災害対策本部設置前



（2）市災害対策本部設置後



7 防災関係機関などに対する連絡員の派遣要請

本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長などに対し、当該機関の職員が市災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ア 指定地方行政機関
- イ 陸上自衛隊、航空自衛隊
- ウ 指定地方公共機関

8 市災害対策本部の解散

本部長は、災害が発生するおそれが消したと認めたとき、または災害応急対策がおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部または現地災害対策本部を解散する。

また、えびの市災害対策本部設置要領に基づき、解散措置について通知及び公表するものとする。

9 市災害対策室の設置

市災害対策本部が解散された場合において、復旧・復興活動への円滑な移行のため、関係機関などとの相互調整が必要とされる場合には、市は災害対策室を設置する。

第4 配備

1 市職員の配備の決定

防災監は、気象情報などにより、風水害などが発生、または発生するおそれがあると判断した場合には、本部長に報告し、その指示を受けて配備区分を決定し、各災害対策部長へ通知するものとする。

2 市職員の配備の種類

配備の種類		配備の内容	配備の基準
市 情 報 連絡本部	予備配備	少人数により、いつでも警戒配備に移行できる連絡体制とする。	○大雨警報・洪水警報が発表された場合 ○河川の水位がはん濫注意水位に到達した場合 ○震度4の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合 ○大規模事故災害発生の情報があった場合
市 災 害 警戒本部	警戒配備	各対策部各班の情報、連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機体制をとる（管理職など）。	○台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○河川がはん濫注意水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○震度5弱の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合 ○大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合
市 災 害 対策本部	非常配備	各対策部各班の所要職員が配置につき、その他の職員は必要に応じて配置につく体制をとる（係長職以上）。	○台風の接近により市域の一部または全部が暴風域に入ることが見込まれ、さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○大雨などにより災害が発生するおそれまたは発生した場合 ○河川の水位が避難判断水位に達し、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき。 ○震度5強以上の地震が発生した場合 ○霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合 ○大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合
	特別 非常配備	本部の全組織が配置につく（全職員）。	○大雨などにより大規模な災害が発生した場合 ○河川の水位がはん濫危険水位を超えた場合またははん濫した場合 ○大規模な土砂災害が発生した場合 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じた場合 ○大規模災害事故が発生し、極めて多数の人命に被害があった場合
	救助配備	災害救助の実施に必要な本部の組織が配置につく（全職員）。	○市域に救助法が適用されたとき

3 市災害対策本部の各班の配備

本部長が配備体制をとった場合には、市災害対策本部各班は定められた分掌事務により、災害応急対策のための準備を行い、その都度定める場所にて配備につき待機する。

第5 市職員の動員計画

市職員の動員計画については、風水害などの災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項について次のように定める。また、地震災害及び火山噴火災害の動員計画に関しては、本計画第3編震災対策編第1章第4節第2「活動体制の整備計画」、第4編火山噴火災害対策編第2節「活動体制の確立」及び原子力災害の動員計画については第6編原子力災害対策編第3章第3節「活動体制の確立」において、それぞれ定めるものとする。

1 市職員の参集

市職員は、市域にて大規模な災害が発生した場合には、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに参集し、必要な体制の確立に努め、市災害対策本部などの業務に従事するなど、初動応急対策活動を展開するものとする。

ア 市職員の自主参集

市職員は、災害の発生を覚知したときには「市職員の配備基準」に基づいて直ちに登庁し、次の業務に従事するものとする。

(ア) 災害に関する情報の収集

(イ) 人的及び物的な被害に関する情報の収集

(ウ) その他応急対策に関する業務

イ 市職員は災害発生時における自らの任務を熟知するとともに、配備命令を受けたときには、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

ウ 市職員は災害が発生するおそれがあり、または災害の発生を知ったときには配備命令がない場合でも自発的に課長などと連絡をとり、その指示を仰ぐ。また、平常時から緊急連絡方法などについて明確にしておく。

エ 本部長は、突発的な災害などにより市災害対策本部を設置したときには、必要に応じて報道機関にその旨を伝達するものとし、これを知った市職員は直ちに指定された場所に参集しなければならない。

2 市職員の動員

ア 動員の指示

本部長は、災害が特に大規模であり、市職員の参集、あるいはあらかじめ定める配備基準では対応が難しいと認めるとき、または災害応急対策の体制を確立するた

めに必要があると認めるときには、市職員の追加動員を指示するものとする。また、本部長は、「市職員の配備基準」に基づいて、すでに体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期するため必要があると認めるときには、状況に応じ動員の追加指示を発するなど、体制の強化を行うものとする。

イ 各課長は、あらかじめ所属職員の職責、住所などを考慮して、非常招集時の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底しておくなど要員の確保に万全を期するものとする。

ウ 各課長は、「市職員の配備体制」に基づく動員命令を受けたとき、または自ら災害情報などを入手し、応急対策の必要があると認めた場合には、所属職員を動員し、防災業務を遂行するものとする。

エ 各課長は、あらかじめ所属職員に対し、災害発生時において迅速かつ適切な対応ができるよう指導する。

オ 警備員は、市職員の勤務時間外に次に掲げる情報を入手したときには、直ちに基地・防災対策課長に連絡するものとする。

(ア) 気象台などから暴風警報、大雨警報、洪水警報などの警報を入手したとき。

(イ) 災害が発生したとき、または災害が発生するおそれのある異常現象についての通報を入手したとき。

(ウ) その他災害の発生に関し、関係機関から情報を入手したとき。

カ 基地・防災対策課長は、警備員から連絡を受けた場合には、その内容により必要があると認めるときは、本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

キ 消防団員を兼務する市職員は、原則として消防団活動を優先することとする。ただし、その場合にはあらかじめ所属長の許可を得ておくものとする。

3 動員の伝達

(1) 伝達方法

動員指示の伝達は、勤務時間内は庁内放送及び庁内電話により行うものとする。また、災害による被災などにより庁内放送及び庁内電話が使用できない場合には、連絡員の使走により伝達するものとする。

■ 庁内放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達します（2回繰り返す。）。ただ今の大規模な災害により、市内に被害が発生した模様です。本市は、○時○分災害対策本部を設置しました。職員は、直ちに配置につき、応急対策の実施に万全を期して下さい。以上繰り返します。」

勤務時間内及び休日・夜間などの勤務時間外における伝達方法については、次の系統にしたがい連絡を行うものとする。

ただし、防災監が不在の場合は、総務対策部長が、この伝達方法を掌握するものとする。

ア 勤務時間内

勤務時間内における伝達方法は、次のとおりとする。

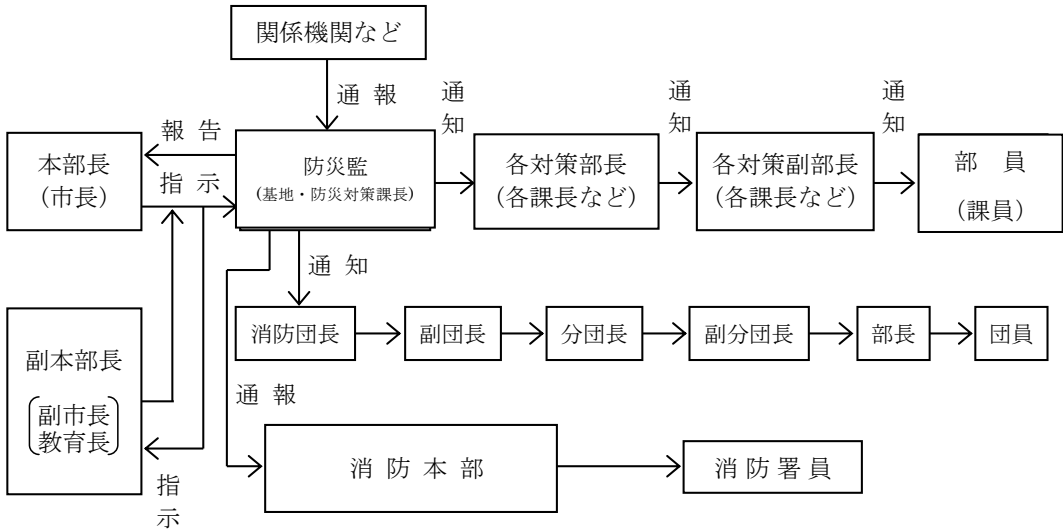


図 勤務時間内における伝達方法

イ 休日、夜間など

休日、夜間など勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。

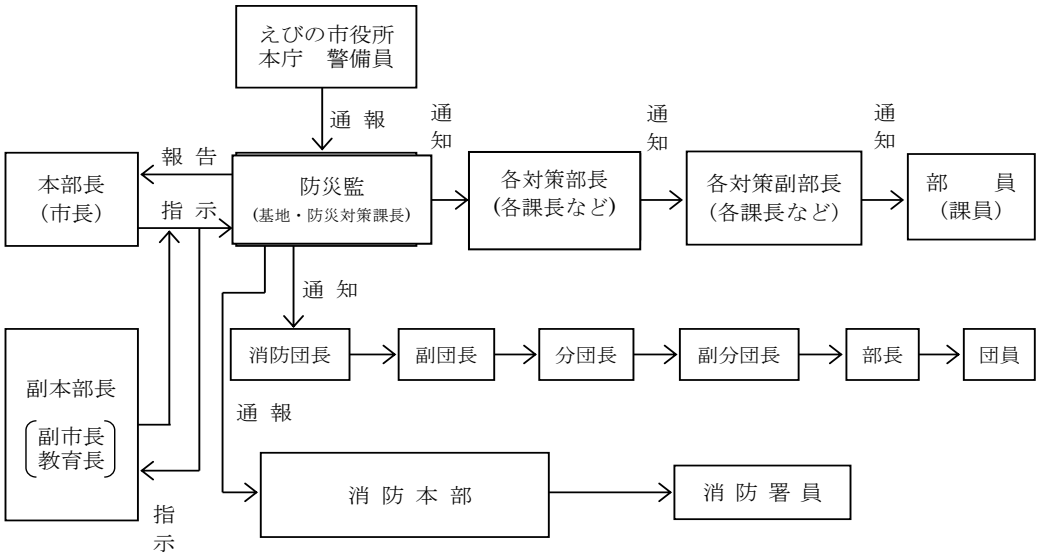


図 休日・夜間など勤務時間外における伝達方法

市は、緊急性が高い場合あるいは庁内の加入電話が使用不能の場合には、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に動員に関する放送要請を依頼する。

(2) 情報の伝達

本部長は動員指示を発する場合においては、災害及び被害状況のほか、市職員の参集場所、携帯品などの必要な情報を併せて伝達する。

4 市職員の対応

(1) 市職員の登庁

市職員は、風水害が発生し、または動員指示を受けた場合には、速やかに定められた部署に登庁し、災害応急対策業務に従事する。また、風水害の発生を覚知した職員は、積極的に災害情報の収集に努めるものとする。

(2) 市職員の責務

市職員は、的確な災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から携行品、登庁手段などを自主的に検討しておくとともに、災害応急対策の手法などについて研鑽に努める。

(3) 登庁できない場合の措置

市職員は、やむを得ない事情により自主参集または登庁ができない場合には、その旨を速やかに所属長に報告し、事後の対応要領などについて指示を受ける。

5 体制確立時の報告

自主参集または動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属部署は、その状況を速やかに基地・防災対策課長に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進する。

6 市災害対策本部の各対策部などの応援動員

ア 市災害対策本部の各災害対策部長などは、災害応急対策活動を実施するにあたり、班員が不足し、他部の職員の応援を受けようとするときには、次に掲げる要請書を本部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、事後に提出することができる。

イ 本部長は、応援要請の内容により、各災害対策部長などと協議し、動員の措置を講ずる。

ウ 各災害対策部長などは、本部員の配備を完了したときには、速やかに本部長に報告する。

別表 応援市職員要請書

応援市職員要請書

年 月 日
時 分

本部長様

〇〇部長

期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必 要 人 員	
携 行 品	
集 合 日 時、場 所	
そ の 他 参 考 事 項	

第2節 災害発生直前の対策計画

[市災害対策本部体制]

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部
--------	----------------

第1 気象警報などの伝達計画

気象注意報、気象警報、気象情報、火災気象通報、水防警報及び火災警報などの発表ならびに住民に対する伝達及び周知徹底については、次によるものとする。

1 気象注意報、警報などの発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報などの発表及び解除は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき宮崎地方気象台等が行う。

(1) 注意報、警報の種類及び基準

宮崎地方気象台等が発表する注意報、警報の種類及び基準については、次に示すとおりである。

表 風水害に関する警報・注意報の種類と解説

種類	予想される被害	解 説
大雨	警報 山崩れ、がけ崩れ、土石流、地すべり、家屋の流失や浸水、道路や耕地の浸水や冠水、陸上交通の障害など	発達した低気圧や台風などによる大雨により、重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表
	注意報 がけ崩れ、陸上交通の運休、低地にある家屋の浸水など	大雨により、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
洪水	警報 家屋の流失や浸水、道路や耕地の冠水、陸上交通の障害など	大雨や長雨などにより河川が増水し、重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
	注意報 中小河川のはん濫、低地にある家屋の浸水など	大雨、長雨などにより、河川水位が上昇し、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
暴風警報	山崩れ、がけ崩れ、土石流、地すべり、家屋の損壊、農作物の損傷や落果、停電、陸上・海上・空の交通障害など	発達した低気圧や台風などの接近時に、非常に強い風や猛烈な風により、重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
強風注意報	陸上・航空交通の運休や欠航などの交通支障、簡易建物などの破損など	台風や低気圧などで、やや強い風や強い風が吹き、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
雷注意報	停電、火災、ひょう、突風害など	落雷やひょう、激しい突風により被害が予想されるときに発表

※県と宮崎地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報は、本節第1.1.気象注意報、警報などの発表、解除とその基準及び形式(6)項のとおりである。

表 宮崎地方気象台による警報・注意報発表基準一覧表

えびの市	府県予報区		宮崎県	
	一次細分区域		南部山沿い	
	市町村等をまとめた地域		小林・えびの地区	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	213
	洪水	水	流域雨量指数基準	長江川流域=20 池島川流域=20.8
			複合基準※ ¹	長江川流域=(12.19.8)
			指定河川洪水予報による基準	川内川上流部 [真幸]
	暴風	風	平均風速	20m/s 以上
	暴風雪	風 雪	平均風速	20m/s 以上で雪を伴う
	大雪	雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm 以上
注意報	大雨	雨	表面雨量指数基準	15
			土壌雨量指数基準	149
	洪水	水	流域雨量指数基準	長江川流域=16 池島川流域=16.6
			複合基準※ ¹	長江川流域=(7.16)川内川流域=(12.22.7)
			指定河川洪水予報による基準	川内川上流部 [真幸]
	強風	風	平均風速	10m/s 以上
	風雪	風 雪	平均風速	10m/s 以上で雪を伴う
	大雪	雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm 以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	霧	視程	100m
	乾燥	燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
	なだれ	れ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温	温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下、山沿いで最低気温-8℃以下	
霜		11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下		
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、-2℃～2℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm	

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(出典：宮崎地方気象台ホームページ 令和 6 年 5 月 23 日現在)

(2) 地域の名称

地域名を付加して注意報、警報を行う場合の地域及び名称は、次のとおりである。

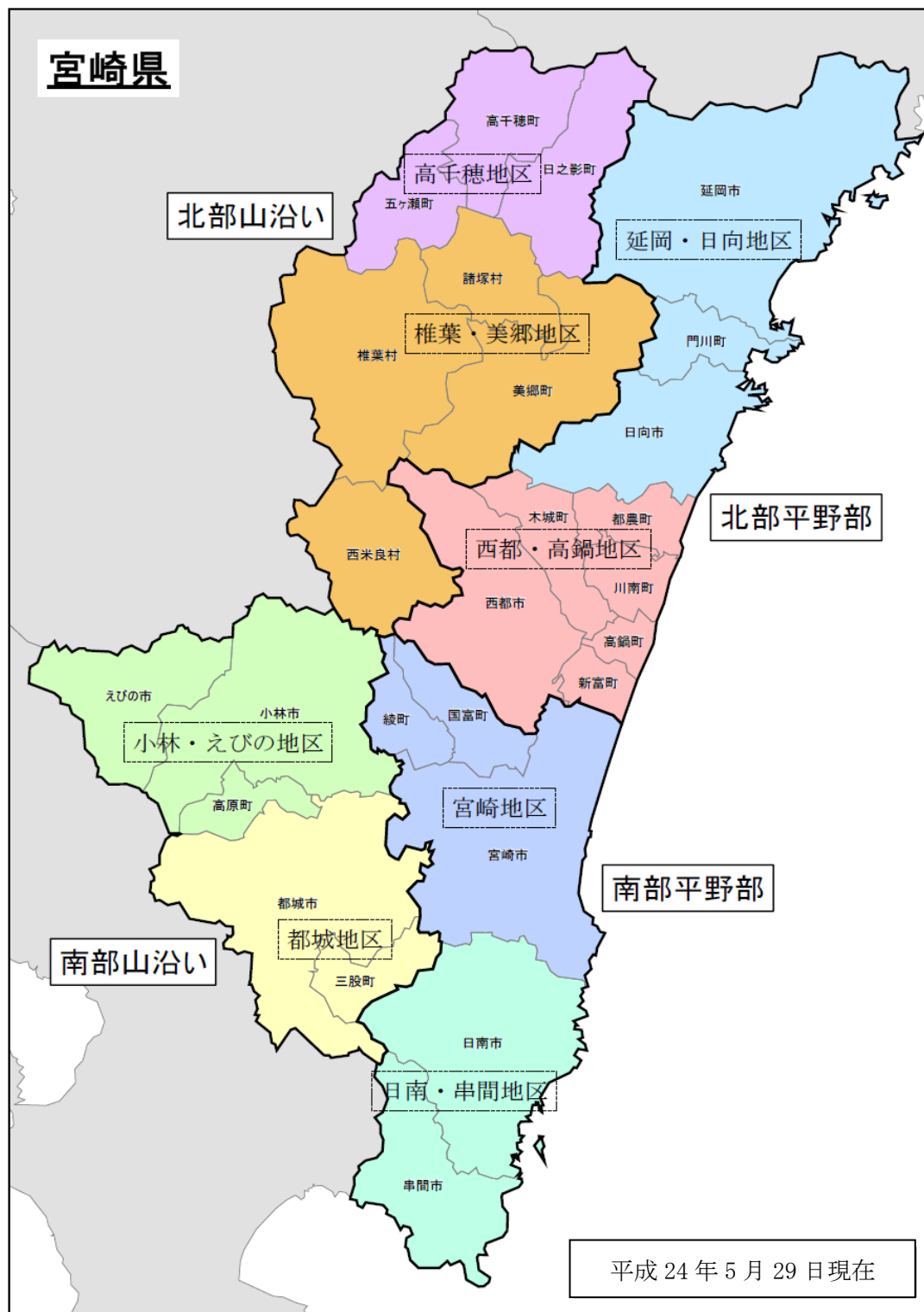


図 宮崎県の予警報区域区分図

(出典：宮崎地方気象台ホームページ)

表 一次細分区域ごとの関係地区、二次細分区域の市町村

宮崎県の細分区域		
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北部平野部	延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	西都・高鍋地区	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	椎葉・美郷地区	西米良村、美郷町、諸塚村、椎葉村
南部平野部	宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	都城地区	都城市、三股町

※ 一次細分区域とは、県天気予報を定常的に細分して行う区域であり、気象特性、災害特性及び地理的特性により県の予報区を分割している。

※ 二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域であり、市町村を原則としているが、一部の市町村では分割設定している場合がある。

(出典：宮崎地方気象台ホームページ)

(3) 警報及び注意報文の構成

ア 標題

標題は、警報または注意報の種類を示す。

イ 発表年月日、発表時刻及び発表気象官署名

ウ 本文

(ア) 本文は原則として、次に掲げる事項を内容とする。

a 警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に「 」を付して表現する。この見出し的警告文は、

(いつ) 警戒すべき期間…具体的に示す。

(どこで) 警戒すべき地域…現象の中心となる予想される地域。

(何が) 警戒すべき気象現象など…量的な予想値を示す。

の三要素で組み立て、簡単な内容とする。

b 予想される異常気象現象の原因、現在の状況及び今後の推移。

c 予想される異常気象などの起こる時刻、影響する区域及びその程度。

d 災害の予想される時刻、場所及び程度。

(イ) 同時に 2 つ以上の警報または注意報を発表する場合は、標題にそれらの警報または注意報の種類を併記した一つの警報文、注意報文を作成する。

(4) 警報及び注意報の切替、解除など

ア 2 つ以上の警報または注意報を発表した後に、これらの一部の警報または注意報の事項を新たに発表して切り替える。

イ 1 つまたは 2 つ以上の警報または注意報を発表した後に、これらのうち全部もしくは一部の警報または注意報事項を継続するとともに、新たな警報または注意報事項を追加する必要がある場合には、継続するものと追加するものとをあわせて 2 つ以上

の警報または注意報を新たに発表して切り替える。

ウ 警報事項または注意報事項の必要がなくなった場合には、当該警報または注意報を解除する。

(5) 気象情報

気象情報とは気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が台風、大雨その他の異常気象などについての情報を、一般及び関係機関に対して具体的かつ速やかに発表するものをいい、次の性質のものがある。

ア 注意報、警報を発表するには、時期尚早の段階であり、将来注意報、警報に相当する気象現象が起こることを警告するアラーム的な情報。

イ すでに発表した注意報、警報文では十分に表現できなかった気象のその後の変化や防災上の注意事項を補足する補完的な情報。

ウ 記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した時に発表する情報で、宮崎県では1時間雨量が120ミリ以上となった時に発表される。

(参考)

宮崎県記録的短時間大雨情報 第〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 宮崎地方気象台発表

〇〇時〇〇分宮崎県で記録的短時間大雨
〇〇で〇〇〇ミリ

(アメダス雨量は1mm単位、解析雨量は10mm単位で発表)

エ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどによる激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻などの激しい突風の発生する可能性が高まった時において、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

宮崎県竜巻注意情報 第〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 宮崎地方気象台発表

宮崎県では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と宮崎地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が避難指示などを発令する際の判断や、市民の自主避難時の参考となるように発令するものである。発令及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と宮崎地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

- (ア) 大雨警報発表中 0 に降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- (イ) より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

イ 解除基準

- (ア) 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- (イ) 無降雨状態が長時間続いている場合

(7) 火災気象通報

火災気象通報とは、気象概況が火災予防上危険であると宮崎地方気象台長が認めたときに、消防法に基づいてその状況を直ちに知事に通報するものである。

宮崎地方気象台が行う火災気象通報の基準は具体的には、次のとおりである。

ア 実効湿度が 60%以下であり、最小湿度が 40%を下り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

イ 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は発令しないこともある。)

(8) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、国や県の水防計画に定めるところにより、国土交通省九州地方整備局または知事が行うものである。本市における水防警報の発表基準については、県水防計画に定めるところによる。

(9) 火災警報

火災警報の発令及び解除は、県防災計画の大規模な火事災害対策編に定めるところによる。なお、火災警報の発令は、知事からの通報を受けた市長が行う。発令基準については、おおむね実効湿度が 60%以下であり、最低湿度が 40%を割り、最大風速が毎秒 7 メートルを超えると、もしくは平均毎秒 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのときとされており、市長は次の場合に火災警報を発令する。

ア 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要であると認めたとき。

イ 気象の状況が、火災の予防上危険であると認めたとき。

2 警報時の伝達組織及び伝達方法

(1) 気象警報

ア 伝達組織

気象警報は、次の図-1 及び図-2 に示す経路によって伝達するものとする。

(ア) 県における伝達組織

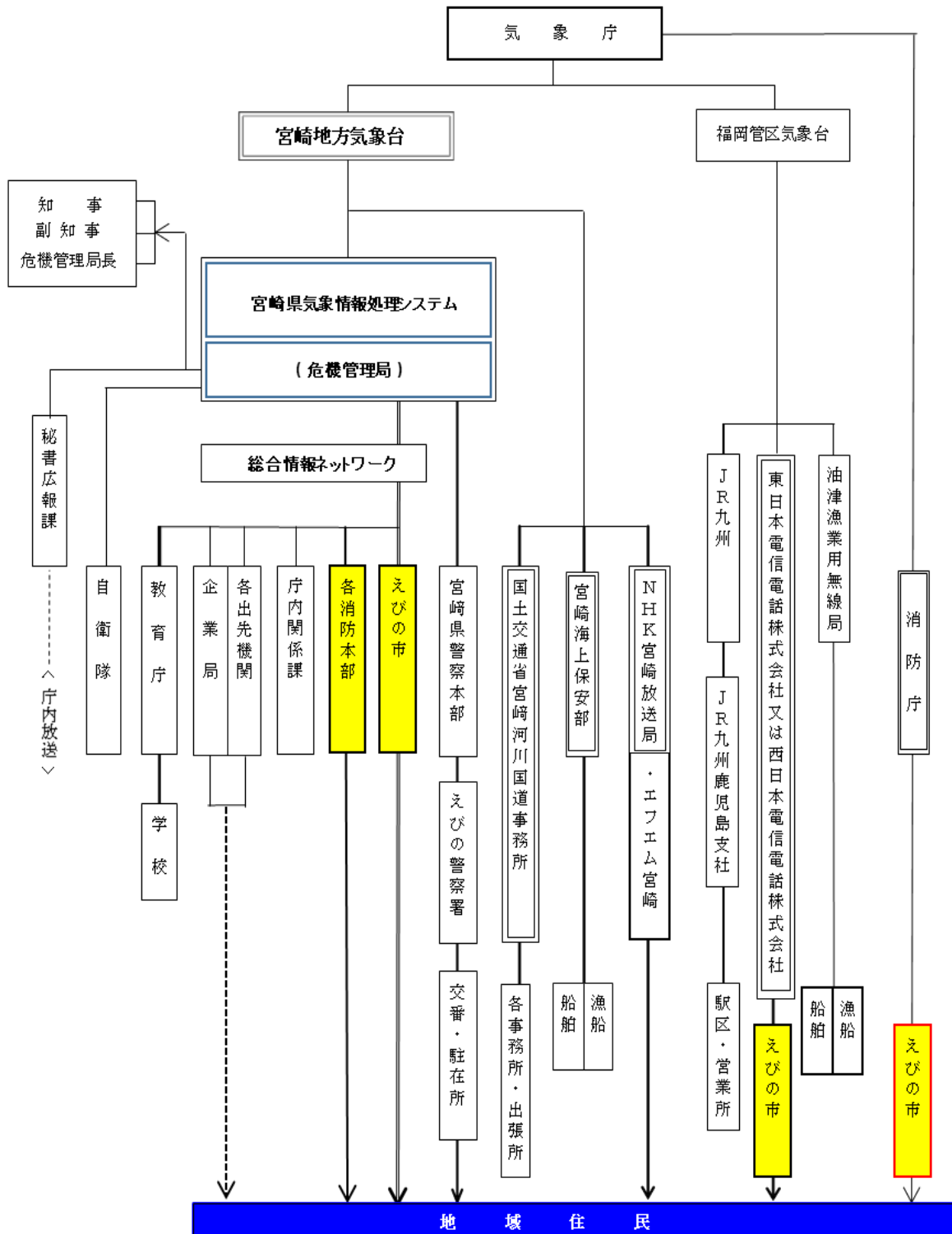


図-1 気象警報などの伝達組織図

(イ) えびの市における伝達組織

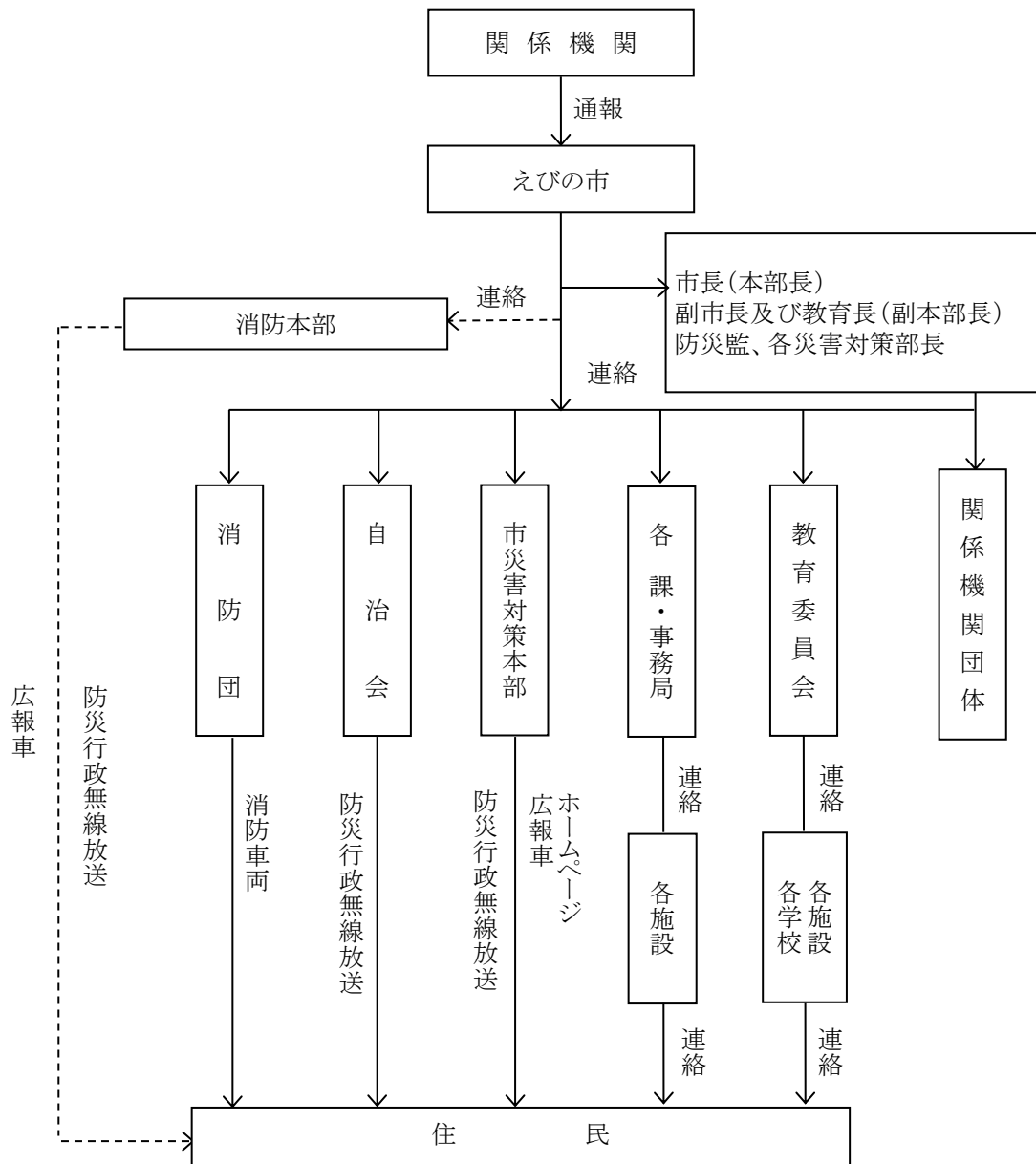


図-2 気象警報などの伝達組織図

(2) 気象警報などの伝達方法

ア 関係機関から通報される気象警報などは、勤務時間内は基地・防災対策課、勤務時間外は警備員が受領し、基地・防災対策課長に連絡するものとする。

イ 市は、アの気象警報などを受領したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関・団体・学校、住民などに対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。

周知徹底の方法は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 市防災行政無線放送
- (イ) 広報車など
- (ウ) 市ホームページ
- (エ) その他適切な方法

ウ NTT 西日本宮崎支店から伝達される警報の種類、取扱区分及び警報文については、次のとおりである。

表 気象・洪水警報の種類と警報文

種 類	取 扱 区 分	警 報 文
気象警報	暴 風 警 報	平均風速が 20m/s 以上で、重大な災害発生のおそれがある旨の警報
	暴風警報解除	暴風警報を解除する旨の通報
	暴 風 雪 警 報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い重大な災害発生のおそれがある旨の警報
	暴風雪警報解除	暴風雪警報を解除する旨の通報
	大 雨 警 報	大雨があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報
	大雨警報解除	大雨警報を解除する旨の通報
	大 雪 警 報	大雪があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報
	大雪警報解除	大雪警報を解除する旨の通報
洪水警報	洪 水 警 報	河川の水位が異常に上昇し、または河川の堤防の破壊により洪水となり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報
	洪水警報解除	洪水警報を解除する旨の通報

※ 2 つ以上の警報を通知する場合は、併記して通知する。

例 発表した場合「オオアメ」「コウズイ」

解除した場合「オオアメカイジョ」「コウズイカイジョ」

※ 注意報は通知しない。

エ その他

気象庁では、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために平成 25 年 8 月から「特別警報」を創設した。

表 特別警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※特別警報の発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予測に基づいて判断する。

3 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常現象（竜巻、強い降ひょう、火山の噴火、群発地震など）を発見または覚知した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

（１） 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報するものとする。

（２） 警察官の通報

異常現象を発見し、または通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報するものとする。

（３） 市長の通報

市長は、（１）もしくは（２）により異常現象を知ったときには、直ちに次の機関に通報または連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報のうちで火山関係及び地震関係については、口頭による通報後に改めて文書でも行うものとする。

ア 気象官署、警察署

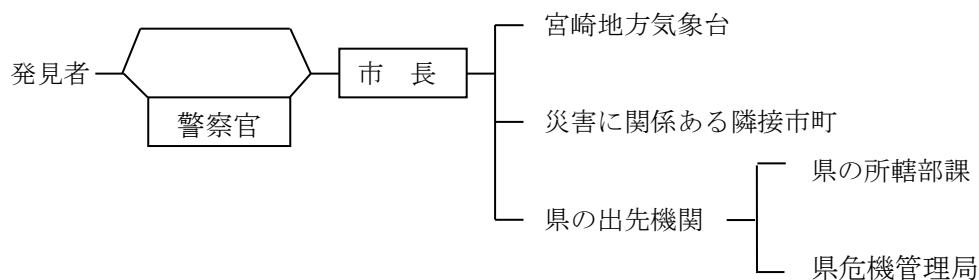
イ 異常現象によって災害の発生が予想される隣接市町

ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県の出先機関

（４） 住民などに対する周知徹底

市長は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民及び関係団体などに対して周知を徹底するものとする。

（５） 異常現象通報系統



(6) 異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	比較的激しい異常な気象現象の代表的なものとして、強風、大雨、大雪(吹雪)、降ひょう、砂あらし、黄砂、竜巻などがあげられる。これらの異常な気象現象は、以下のような土砂災害の前兆(代表的な事例を示す。)をもたらす。 ①急傾斜地の崩壊(がけ崩れ) ○倒木や健全な木の傾倒、小石などの落石 ○斜面内からの新規湧水の発生または湧水の濁り、枯渇 ○斜面内の亀裂の拡大、がけ頭部の滑落崖地形の拡大 ②土石流 ○溪流の流水量の急変(大雨時の急激な流水量の減少) ○渓流水への大量の流木混入及び土石の混入(濁度の急増) ○コケやカビを燃やした様な臭気の変化 ③地すべり ○家屋や墓石などの傾倒、家屋内の建付異常 ○石垣などのはらみ出し、地表面の陥没や斜面の迫り出し
火山・地震に関する事項	火山関係	噴火(爆発的噴火含む)及びそれに伴う現象(降灰砂、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲など) ①火山地域での体を感じる地震の群発 ②火山地域での鳴動の発生 ③火山地域での顕著な地形変化 ○山崩れ、地割れ、土地の昇沈など ④噴気、噴煙の顕著な異常変化 ○噴気孔、火口の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物などの異常変化 ⑤火山地域での湧水の顕著な異常変化 ○湧水の新生、枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化など ⑥火山地域での顕著な地温の上昇 ○地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れなど ⑦火山付近の湖沼、河川の水の顕著な変化 ○量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚などの浮上、発泡、温度の上昇など
	地震関係	頻発地震 数日間にわたり、頻繁に体を感じるような地震

第2 水位情報の通知及び周知、洪水予報、水防警報など

1 水位情報の通知及び周知

水位情報の通知は、河川管理者が洪水により市の流域に重大な損害が生じるおそれがあると指定された河川について特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川水位がこれに達したとき、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、または関係住民に周知することなどにより、洪水時に住民が円滑かつ迅速に避難することができるようにするものである。

（1） 水位情報の通知及び周知の対象区域

ア 国土交通大臣が、避難判断水位に達した旨を通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象とする水防管理団体については、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
川内川	川内川	真幸	えびの市

（出典：平成24年度宮崎県水防計画）

イ 知事が、避難判断水位に達した旨を通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象とする水防管理団体については、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
川内川	長江川	柳ヶ本橋	えびの市

（出典：平成24年度宮崎県水防計画）

（2） 水位情報通知及び周知の目的

水位情報の通知及び周知は、水防管理団体が住民に対し、円滑かつ迅速な避難行動をとれる情報として洪水に関する情報を的確に提供できるようにすることを目的としている。すなわち、国や県の河川管理者などからの情報により得られる水位の上昇速度あるいは降雨や雨域の変化状況、河川管理施設の状況などと併せて総合的に判断できるように提供するものである。

（3） 水位情報の通知及び周知基準

国土交通大臣または知事が、水位周知河川の水位を関係水防管理団体及び報道機関へ通知、発表する基準となる避難判断水位については、次に示すとおりである。

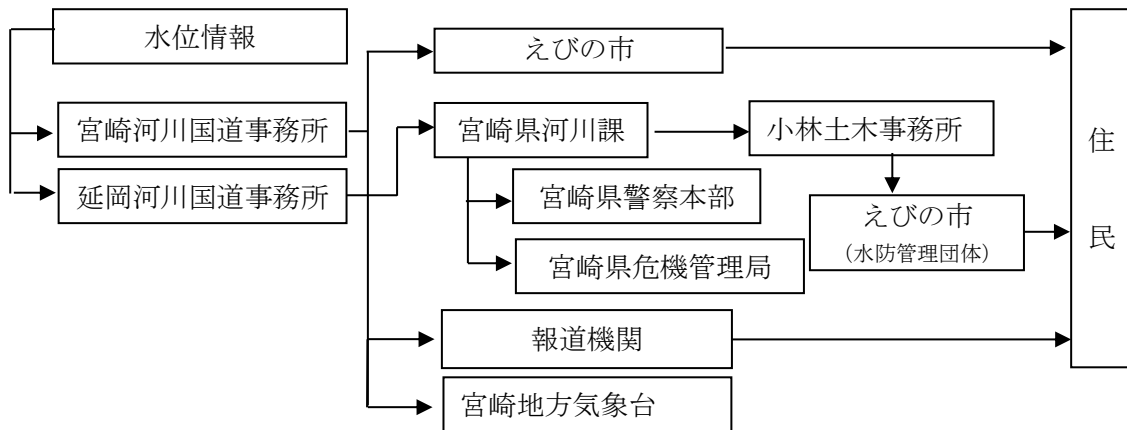
表 水位情報の通知及び周知基準

河川名	観測所			水位(m)			
	名称	所在地	管理者	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
川内川	真幸	えびの市 大字水流	国	2.4	3.3	4.00	4.70
長江川	柳ヶ本橋	えびの市 大字西長江浦	県	1.5	2.3	2.30	3.40

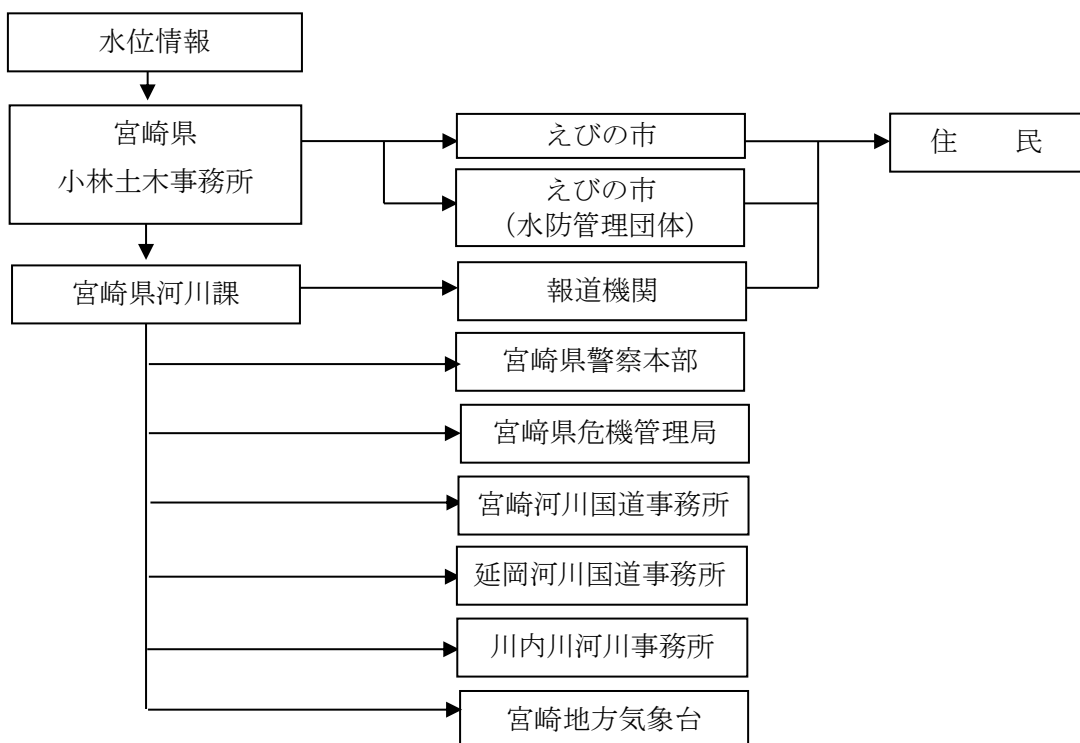
(出典：平成 27 年度宮崎県水防計画書)

(4) 水位情報の伝達系統

ア 国土交通大臣が水位情報を通知・周知する河川



イ 知事が水位情報を通知・周知する河川



2 川内川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省（川内川河川事務所）と気象庁（鹿児島地方气象台）が共同で行う川内川洪水予報については、次のとおりである。

（1）洪水予報予報実施区間

ア 川内川

左岸：えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで

右岸：えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで

イ 長江川

左岸：えびの市大字栗下字奈多良1145番の3地先から幹川合流地点まで

右岸：えびの市大字栗下字鶴田1255番の2地先から幹川合流地点まで

（2）基準地点

栗野橋水位観測所・真幸水位観測所

（3）洪水予報の種類

ア 洪水注意報

イ 洪水警報

（4）標 題

ア 川内川はん濫注意情報

イ 川内川はん濫警戒情報

ウ 川内川はん濫危険情報

エ 川内川はん濫発生情報

（5）洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準は次のとおりである。

ア はん濫注意情報：（洪水注意報）

基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想される
とき。

イ はん濫警戒情報：（洪水警報）

基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇すると予想されるときま
たは、はん濫危険水位に達することが予想されるとき。

ウ はん濫危険情報：（洪水警報）

基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき。

エ はん濫発生情報：（洪水警報）

予報実施区域内ではん濫が発生したとき。

(6) 伝達系統

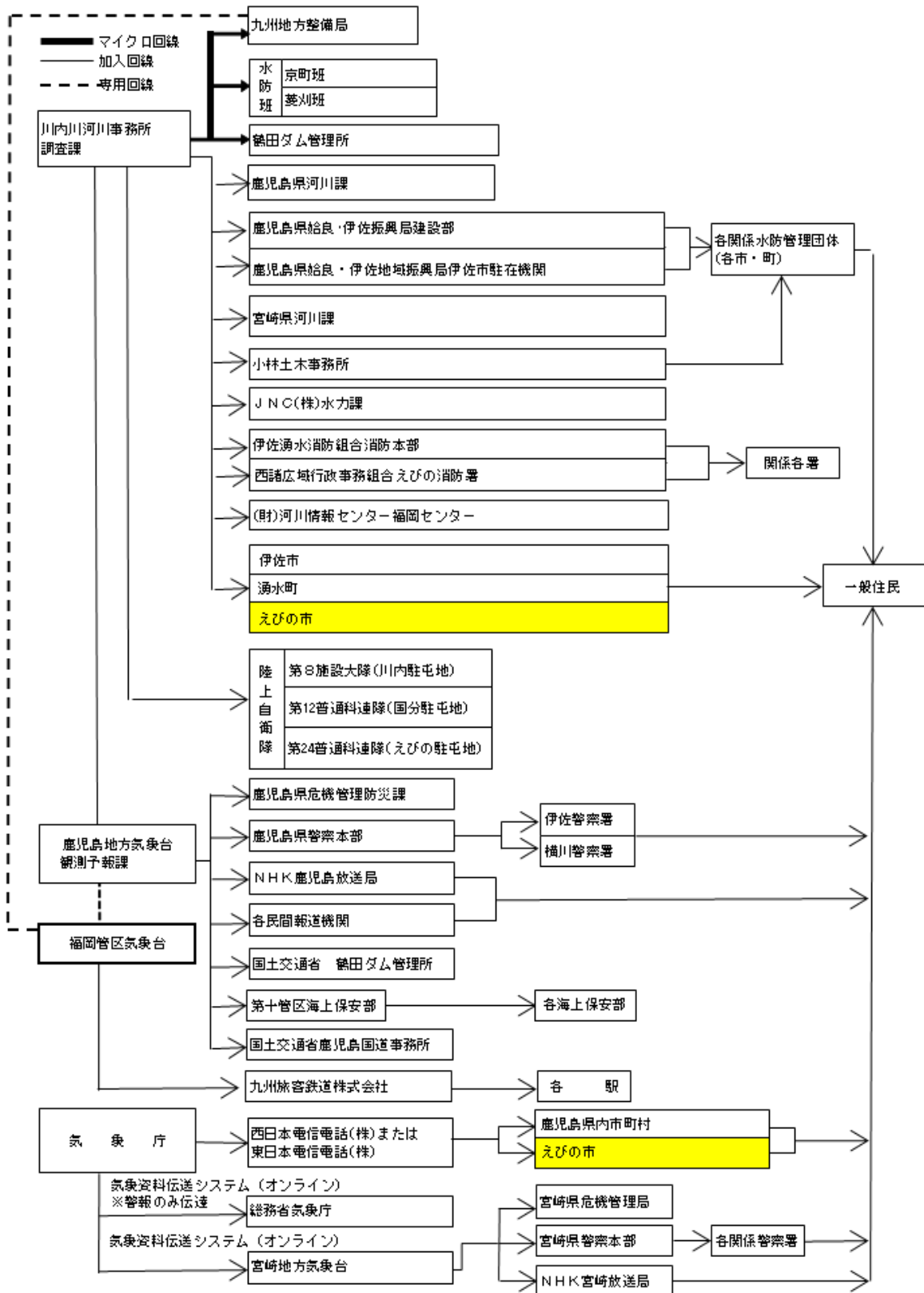


図 川内川上流伝達系統図

3 水防警報

水防警報は、対象水位観測所の水位がはん濫注意水位に達するか、またははん濫注意水位を超えて水害の発生するおそれがある場合において、国土交通大臣もしくは知事が発令する。

(1) 水防警報を行う河川

国土交通大臣もしくは知事が水防警報の発令を行う河川及びその区域は、県水防計画書に記載されるとおりであり、本市では川内川と長江川が対象河川となる。

(2) 水防警報を発する基準

ア 水防警報発令の基準

表 水防警報に関する基準など

河川名	観測所			水位(m)			
	名称	所在地	管理者	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
川内川	真幸	えびの市 大字水流	国	2.4	3.3	4.00	4.70
長江川	柳ヶ本橋	えびの市 大字西長江浦	県	1.5	2.3	2.30	3.40

(出典：平成27年度 宮崎県水防計画書)

イ 水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

待機：出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じ直ちに水防団員が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防団員の出動期間が長引くような場合において、出動人員を減じても差し支えないが水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。

準備：水防資器材の整備点検、水門などの開閉準備、堤防の巡視及び水防団が直ちに行動できるよう準備をする旨を警告するもの。

出動：水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。

警戒：水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。

解除：水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

(3) 水防警報の発報担当者及び受報者

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川に関する水防警報担当者、受理担当者、連絡担当者及び連絡受理担当者については、次のとおりである。

表 国土交通省による水防警報の発報担当者及び受報者

水 系 名	河 川 名	発報担当者	受理、連絡担当者 ()を経由し水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 (水防管理者)
川 内 川	川内川 長江川(下流)	国土交通省 川内川河川事務所長	宮崎県河川課長 (県小林土木事務所長)	えびの市長

イ 知事が水防警報を行う河川に関する水防警報発報担当者及び受報担当者については、次のとおりである。

表 県による水防警報の発報担当者及び受報者

水 系 名	河 川 名	発報担当者	受報担当者
川 内 川	長江川	県小林土木事務所長	えびの市長

(4) 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

ア 警戒信号(水防第 1 信号)

はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防(消防)団幹部は出動し、水防資器材の整備点検、水門など開閉の準備を知らせるもの。

イ 出動信号(水防第 2 信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 協力信号(水防第 3 信号)

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ 避難信号(水防第 4 信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法・区分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号			
水防第 1 信号) 警 戒 信 号	○休止	○休止	○休止	約 5 秒 ○	約 15 秒 休止	約 5 秒 ○	約 15 秒 休止
(水防第 2 信号) 出 動 信 号	○○○	○○○	○○○	約 5 秒 ○	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○	約 6 秒 休止
(水防第 3 信号) 協 力 信 号	○○○○	○○○○	○○○○	約 10 秒 ○	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○	約 5 秒 休止
(水防第 4 信号) 避 難 信 号	乱 打			約 1 分 ○	約 5 秒 休止	約 1 分 ○	約 5 秒 休止

- (備考) 1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険がなくなったときは口頭により伝達し、周知させるものとする。

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 災害状況などの収集計画

災害状況などの収集、報告は次によるものとする。

1 実施責任者

本部長は、市域に発生した災害による被害状況を迅速かつ的確に調査し、収集するものとする。

なお、被害が甚大なため調査が困難な場合には、関係機関に応援を求めるなどして迅速に調査体制を確立するものとする。

2 被害状況など調査

被害状況などの調査は、別途定める分掌事務などに基づき市災害対策本部員が行う。特に被害の大きい区域などで、各災害対策部での調査遂行が困難な場合には、市災害対策本部で人員を調整して増派するなどして対応するものとする。

3 被害の状況報告

被害の状況報告は、災害応急対策、災害復旧復興計画を早期に樹立するための重要な基本的な資料となる。このため、市災害対策本部員はできる限り正確な資料を迅速に収集し、報告するものとする。

4 災害報告の種類

災害報告の種類は、災害即報、被害概況報告及び被害報告とする。

(1) 災害即報

ア 報告内容

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策の観点から報告が必要と認められるものは、おおむね次に掲げる事項である。

- (ア) 市災害対策本部設置の状況（市災害対策本部の設置日時、場所）
- (イ) 救助物資及び食料の補給などに関する事項
- (ウ) 防疫、救護、医療資器材などに関する事項
- (エ) 自衛隊の災害派遣要請などに関する事項

(オ) 市による措置の概要及び消防機関の活動状況

(カ) 避難指示等の発令状況

- a 避難指示等の発令日時
- b 避難指示等を行った地区名
- c 避難した住民数

(キ) 災害の具体的な状況

- a 発生場所
- b 発生日時
- c 人的被害ならびに家屋、公共建築物などの被害の状況
- d 被害原因

なお、救助法の適用基準に達すると推定される被害を受けた場合及び適用基準に達する被害を受けた場合においては、市は、直ちに県災害対策本部（危機管理局）へ報告するものとする。また、この場合の住家の流出などに関する被害判定基準については、別表1の「被害状況判定基準」によるものとする。

(ク) 一般被害状況に関する事項

一般被害の状況については、被害状況が判明次第、逐次報告するものであり、別表2の「被害概況報告」による報告が行われるまでのものとする。ただし、県災害対策本部（危機管理局）への連絡を必要と認める被害状況については、その都度即報する。

イ 報告要領

報告は、県地方支部（地方支部が設置されていない場合には（ ）内機関、以下同じ。）に対して行う。報告は状況が判明したもの及び連絡の必要が生じたものから逐次、電話あるいはFAXなどをもって即報するものとする。

ただし、県地方支部に即報できない場合には、県災害対策本部（危機管理局）へ直接即報するものとする。

地 方 支 部 名	所 管 区 域
西諸県地方支部（西諸県農林振興局）	小林市、えびの市、高原町

なお、県地方支部では、直ちに関係県出先機関へ連絡するとともに県災害対策本部（危機管理局）に即報する。

(2) 被害概況報告

ア 報告内容

報告内容は別表2の「被害概況報告」及び別表3の「災害に対してとられた措置の概要」とする。

なお、被害報告にあたっては、えびの警察署と密な連絡をとるものとする。

イ 報告要領

- (ア) 総務対策部本部班は、別表 2 の「被害概況報告」により毎日 11 時まで及び 16 時までの 2 回、電話などにより県地方支部へ報告するものとする。
- (イ) 別表 2 の「被害概況報告」による最終報告の提出については、災害の規模に応じ別途、県災害対策本部（危機管理局）から市に対して指示される。
- (ウ) 総務対策部本部班は、市災害対策本部を設置した場合、同本部廃止後 1 週間以内に別表 2 の「被害概況報告」を添付し、別表 3「災害に対しとられた措置の概要」などを、県地方支部経由で知事（危機管理局）あてに文書にて報告する。

(3) 被害報告

ア 報告内容

総務対策部本部班は、災害関係の法令などに基づいて、県本庁各課より示される所定の様式に基づいた被害報告を行う。

イ 報告要領

- (ア) 市及び県の関係出先機関は、県本庁各課の指示に基づき報告するものとする。
- (イ) 県本庁各課は別に定める「被害報告書」により、災害発生の翌日から毎日正午までに、県各部の連絡調整課（班）を経由し、危機管理局（県災害対策本部）へ報告するものとする。

別表 1（その 1） 被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちで1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうちで1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱う。また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋設、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊もしくは半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、公民館などの公用または公共の用に供する建物とする。

(出典：災害救助法を基に本表を作成)

別表 1（その 2） 被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
3 非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流出・埋没	田の耕土が流出し、または砂利などの堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川とする。または、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施工令第 25 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	山崩れ及びがけ崩れのうち、人家、道路などに影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

（出典：災害救助法を基に本表を作成）

別表 1（その 3） 被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
5 その他の被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀など	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にまたは生活を一にしている世帯とする。例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震、火山噴火または大規模な火事、爆発など同一の原因による災害によるものについて報告する。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設などの公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物などの被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木などの被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎などの被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船などの被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具などとする。

(出典：災害救助法を基に本表を作成)

別表2（その1） 被害概況報告（記入例）

都 道 府 県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha	2, 346. 0	
		第 1 報				冠 水	ha	1, 233. 0	
		(6月 16日 8 時現在)			畑	流 失 ・ 埋 没	ha	15, 576. 6	
		冠 水	ha			8, 792. 0			
報 告 者 名		えびの太郎			学 校	箇所	1		
					病 院	箇所			
					道 路	箇所	2		
区 分		被 害			橋 り ょ う	箇所			
人 的 被 害 者	死 者	人	0		河 川	箇所			
	うち災害関連死者		人		港 湾	箇所			
	行方不明者		人	砂 防	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人	0	清 掃 施 設	箇所			
軽 傷		人	1	崖 く ず れ	箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟		鉄 道 不 通	箇所			
			世帯		被 害 船 舶	隻			
			人		水 道	戸			
	半 壊		棟		電 話	回線			
			世帯		電 気	戸			
			人		ガ ス	戸			
	一 部 破 損		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟	2					
			世帯						
			人	5					
床 下 浸 水		棟	25	り 災 世 帯 数	世帯	2			
		世帯		り 災 者 数	人	5			
		人		火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件				
	そ の 他	棟		危 険 物	件				
				そ の 他	件				

別表2（その2） 被害概況報告（記入例）

区 分		被 害		災 害 等 の 設 置 状 況 対 策 本 部	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円	218				
農 林 水 産 業 施 設	千円	11, 612				
公 共 土 木 施 設	千円	24, 153				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円	35, 983				
公共施設被害市町村数		団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円	15, 187	災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名	計	団体
	林 業 被 害	千円	0			
	畜 産 被 害	千円	230			
	水 産 被 害	千円	349			
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		119 番通報件数 件		
災 害 の 概 況	災害発生場所：えびの市内全域 災害発生年月日：令和3年7月10日 災害の種類概況：大雨警報発令（土砂災害） 川内川の越水					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	避難指示の状況				
		避難指示 3地区（579世帯－1, 576人） 7月10日 3時50分				
避難指示 市内全域（8, 304世帯－17, 794人） 7月10日 5時55分						
緊急安全確保 市内全域（8, 304世帯－17, 794人） 7月10日 8時06分						
避難指示へ移行 市内全域（8, 304世帯－17, 794人） 7月10日 12時15分						
解除 7月10日 17時00分						
避難所の設置状況						
えびの市文化センター 令和3年7月10日 3時50分 17時00分閉鎖						
飯野駅前地区体育館 令和3年7月10日 5時50分 17時00分閉鎖						
飯野地区コミュニティセンター 令和3年7月10日 5時50分 17時00分閉鎖						
上江地区体育館 令和3年7月10日 5時50分 17時00分閉鎖						
自衛隊の災害派遣 出動状況なし				その他 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況なし 災害ボランティアの活動状況なし		

※ この報告は、その都度累計で報告すること。

※ 被害状況の判定基準は、別表2によること。

別表3 災害に対してとられた措置の概要

- | |
|---|
| <p>(1) 市災害対策本部の設置状況</p> <p>市災害対策本部を設置または廃止した場合には、その日時を報告するものとする。</p> <p>(2) 避難指示の発令状況</p> <p>避難指示を発令した者、対象となった区域及び人員、避難場所について指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。</p> <p>(3) 消防機関の活動状況</p> <p>出動消防職員数及び消防団員数、出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告するものとする。</p> <p>(4) 応援要求状況、市職員派遣状況</p> <p>応援を要求した自治体名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。</p> <p>(5) 応急措置の概要</p> <p>消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。</p> <p>(6) 救助活動の概要</p> <p>被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。</p> |
|---|

第2 通信手段の確保

総務対策部本部班は、気象予報警報などの伝達や災害情報などの収集及び応急対策の指示や伝達などのための災害時における通信手段について、次の方法により確保するものとする。

1 通信設備の利用方法

(1) 災害時優先電話

災害が発生した場合には被災地への通話が集中することから、NTT 西日本宮崎支店では重要な通話を確保するために通話制限を行う。災害時優先電話は、あらかじめ優先電話として登録することにより、発信する通話について優先的に取り扱われることになる。現在、市では本庁の1回線が指定を受けている。

なお、災害時優先電話は発信専用として使い、電話機の見やすい所に「災害時優先電話」のシールを貼付するものとする。

(2) 非常通話

市は、平常時からNTT 西日本宮崎支店と協議するなどして、「非常電話」を指定しておく。NTT 西日本宮崎支店は、非常通話について災害その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合において、次の機関などが行う場合に限り取り扱う。

ア 気象、水象及び地象の観測の報告または警報を内容とする通話であって、気象関係機関が相互に行うもの。

イ 洪水などが発生し、または発生するおそれがある旨の通報、あるいはその警戒もしくは予防のための緊急を要する事項を内容とするものであって、消防機関及び水防機関が相互に行うもの。

ウ 災害の予防または救援のための緊急を要する事項を内容とする電話であって、災害救助機関及び消防機関が相互に行うもの。

エ 鉄道その他の交通施設の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関して緊急を要する事項を内容とする通話であって、輸送の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

オ 通信施設の災害予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

カ 電力設備の災害予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

キ 秩序維持のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関が相互に行うもの。

ク 災害予防または救援のための必要な事項を内容とする通話であって、災害その他の非常事態が発生し、または非常事態を知った者がその災害の予防または救援に直接関係する機関に対して行うもの。

(3) 非常電報

市は、災害のため緊急を要する電報の発信にあたっては、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書きして NTT 西日本宮崎支店に差し出す。また、電話発信の場合には、115 番に「非常電報」と申し込む。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容については、非常通話の例によるものと同様である。

2 専用通信設備の利用

電気通信設備の利用ができなくなった場合または緊急通信の必要があるときには、市災害対策本部は、次に掲げる通信設備について、所有者あるいは管理者とあらかじめ協議し、定めた手続きにしたがって利用する。

- ア 西諸県農林振興局通信施設
- イ えびの警察署通信施設
- ウ 陸上自衛隊えびの駐屯地通信施設
- エ JR 吉松駅通信施設
- オ 国土交通省川内川河川事務所京町出張所通信施設
- カ 九州電力株式会社通信施設

3 非常の場合における無線通信施設の利用

災害などにより非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線通信設備を利用することができない場合やこれを利用することが著しく困難である場合には、市災害対策本部は次の方法により非常無線通信を利用するものとする。

(1) 通信の内容

非常無線通信を利用することのできる通報内容については、次のとおりである。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 災害の予防(主要河川の水位を含む。)及び災害その他の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山などの観測資料
- エ 非常事態が発生した場合において、総務大臣が命令し、無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令
- オ 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- カ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの
- キ 遭難者の救助に関するもの
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

- ケ 鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の損壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- コ 防災機関相互において発受する災害救援その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの
- サ 救助法などの規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事または輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 利用できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じて発受することができる。

- ア 官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体
- イ 市防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 電力会社
- オ 地方鉄道会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険または緊急措置に関する発信を希望する者

(3) 依頼事項

発信を希望する者は、電報発信紙その他適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。ただし、一通の通信文の字数はカタカナ 200 字以内とする。また、無線電話を利用する場合には、本文を 3 分以内の内容にまとめ、通信の依頼にあたっては、次の事項を明記するものとする。

- ア 相手先の住所氏名(電話があれば番号を記入する。)
- イ 本文
- ウ 発信人の住所氏名(電話があれば番号を記入する。)
- エ 余白に「非常」と必ず記入する。

(4) 費用

費用は、NTT 西日本宮崎支店以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。また、NTT 西日本宮崎支店の無線局に依頼する場合には、NTT 西日本宮崎支店の規定による公衆電報料金が必要となるが、次の電報については料金が免除される。

- ア 船舶または航空機が重大かつ急迫の危険に陥りまたは陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者が、その救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- イ 船舶または航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者が、その予防に直接関係がある機関に対して発するもの。
- ウ 災害その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救援に直

接関係しているもの。

4 放送局の利用

市は、災害に関する通知、要請、伝達または警告などを行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときには、次の事項を明らかにして県に対して放送要請を依頼する。ただし、人命に関わることなど特に緊急を要する場合においては、直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県に対してその旨を報告するものとする。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ その他必要な事項

5 市防災行政無線の放送設備の利用

市は、住民への災害に関する避難指示等の発令の伝達が迅速に行われるよう、市防災行政無線放送設備の利用について、あらかじめ自治会長と協議しておくものとする。

6 通信途絶時における応急措置

電話回線の切断など有線電話が途絶するなどして、災害に関する情報収集が困難となった場合または災害にかかる情報伝達を行うことが困難となった場合には、市災害対策本部は緊急措置として次に掲げる施設を代替し、その旨を住民などに周知し、その内容について徹底する。

- ア 市防災行政無線
- イ 消防本部の消防無線
- ウ 広報車

7 通信設備の状況

本市における通信利用系統は、えびの市における通信利用系統図(別図1)に示すとおりである。

8 孤立防止用衛星回線電話

孤立防止用衛星回線電話は、災害発生に伴う設備の故障などにより、一般電話回線が不通になった際に通信衛星を介して通信することで、重要な通信回線を確保する電話設備であり、市は今後、その整備に努める。

なお、次に示すオペレータ扱いによる「非常扱い通話」・「緊急扱い通話」については、その他オペレータ扱い通話よりも優先的に回線が確保される。

ア 非常扱い通話

災害などの非常事態が発生した場合（または発生するおそれがある場合）の救援要請や、交通、通信、電力供給の確保及び秩序の維持のために必要な事項を内容とする場合のオペレータ扱いの通話をいい、他のオペレータ扱い通話に優先し取り扱われる。

イ 緊急扱い通話

非常扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を通話内容とするオペレータ扱いの通話をいい、一般のオペレータ扱い通話に優先し取り扱われる。

(1) 設置場所

市は、孤立防止対策用の衛星回線電話の設置場所について、関係機関と協議を行いつつ、適切な設置場所を選定していくなどしてその整備に努めていく。

(2) 利用方法

ア 孤立防止対策用の衛星回線電話から一般電話機にかけるときには、孤立防止対策用衛星回線電話から 102 番（オペレータ）を呼び出し、次に示す事項を告げる。

(ア) 非常・緊急、通信の別

(イ) 通信先の電話番号とその機関名

(ウ) 発信所の所属機関名と氏名及び電話番号

イ 一般電話機より孤立防止用衛星回線電話にかけるときは、102 番（オペレータ）を呼び出し、アに示す事項を告げる。

9 衛星携帯電話

市は災害発生時等に災害対策本部が設置してある庁舎等において、一般回線が不通になった際に信頼性の高い情報交換手段を確保するために日本国内全土への発着信が可能である衛星携帯電話を配備したことにより情報連絡手段が確保される。また、持ち運びができるため、情報連絡が困難な山間部等においても利用が望まれる。

